

# 人権啓発センターさが 人権・同和問題啓発パネル一覧

(令和6年4月1日現在)

※パネルサイズ B1 (728×1030)

人権一般	
1	人権ってなに?
2	差別と区別はどうちがうの?
3	差別をなくすために 自分も他人も大切に
10	人身取引は重罪な犯罪です
11	災害時に発生する人権侵害
12	本人通知制度
13	ぼう
14	アクティブ・バイスタンダー(行動する傍観者)
15	人権はあなたの隣にある問題です
16	自殺は身近な問題です
17	STOP! コロナ差別 あなたの一言が力になる
18	ダイバーシティ
19	みんなちがってみんないい
20	アクティブ・バイスタンダー(行動する傍観者)
21	人権はあなたの隣にある問題です

子ども	
1	子どもも大人と同じ一人の人間です
2	子ども虐待ってなに?
3	虐待防止に、あなたの勇気を!
4	誰かに相談してね
5	まさかわが子が!
6	家庭が「心の居場所」であるために
7	いじめの四層構造
8	いじめる側が絶対に悪い!
9	こんなこともいじめです
10	いじめを訴えることは正しいこと
11	体罰はいかなる理由があっても許されない
12	子どもを傷つける言葉や態度
13	面前DVが子どもに与える影響
14	子どもの権利条約
15	子どもの権利条約ポスター

同和問題	
1	同和問題(部落差別)ってなに?
2	そっとしておけば、差別は自然になくなる?
3	差別につながる身元調査
4	部落差別(同和問題)をなくすために
5	部落差別解消法
6	STOP!えせ同和行為!
9	部落差別を解消するのはあなたです!
10	H29年度啓発ポスター 知ることが、和につながる。
11	H30年度啓発ポスター わかりあえば、わらいあえる。
12	R1年度啓発ポスター 無境界
13	R2年度啓発ポスター 同じ空の下で生きている。

障害者	
1	ともに生きわからう社会を目指して
2	障害者と障害を正しく理解してください
3	障害の種類
4	障害者の現状
5	障害者の権利宣言
6	障害者の社会参加の推進
7	障害者のふれあいの促進
8	心のバリアフリーを目指して
9	障害者差別解消法①
10	障害者差別解消法②
11	佐賀県 みんなで支えるけん!
12	職場の人権 基本の「き」障がいのある人

女性	
1	男女共同参画社会ってなんだろう?
2	男女共同参画社会基本法
3	男性も生活人として家事に参画を
4	男性も女性も生き生きと活躍できる佐賀県
5	雇用における男女の均等な機会の待遇の確保のために
6	ドメスティック・バイオレンス(DV)
7	セクシュアルハラスメントとは
8	セクシュアルハラスメントを防ぐ
9	職場の人権 基本の「き」 セクシュアルハラスメント
10	女性の貧困

患者等	
1	「知ること」が大切
2	エイズとともに生きる時代
3	レッドリボンをつけよう
4	ハンセン病を正しく理解するには
5	ハンセン病は感染力の弱い、治る病気です。
6	ハンセン病について正しく理解し、患者・元患者のみなさんに対する偏見や差別をなくしましょう。
7	難病を正しく理解しよう!

高齢者	
1	超高齢社会の到来! 「いい年をして…」「もう年なんだから…」
2	それって偏見では
3	認知症の理解と認知症サポーター

性的指向・性自認等	
1	世の中には男と女しかいない?
2	多様な性について考える
3	ありのままの自分で
4	SOGI(ソジまたはソギ)とは
5	職場の人権 基本の「き」性の多様性
6	佐賀県パートナーシップ宣誓制度
7	アライ

インターネットによる人権侵害	
1	インターネットなら、他人に知られなければ なにをしてもいいと思っていませんか？
2	ネットケットを守りましょう
3	インターネットの利用法
4	インターネット上で自分自身を守るために
5	インターネット上で相手を傷つけないために
6	困った時には、一人で悩まず、相談しよう①
7	困った時には、一人で悩まず、相談しよう②
8	ストップ!SNS等での誹謗中傷
9	職場の人権 基本の「き」インターネットを 悪用した人権侵害
10	インターネットと人権
11	インターネットでの人権侵害
12	画面の向こうは人とつながっています

※パネルサイズ B2(728×515)

人権啓発パネル(人権課題セット版)R5作成	
1	みつけて人権
2	地域・職場・学校・家庭 インタネットを悪用した人権侵害
	地域
3	①障害のある人と人権
4	②外国人と人権
5	③性的指向と人権
	学校
6	①身近な人権
7	②東日本大震災に起因する人権問題
	職場
8	①女性と人権
9	②刑を終えて出所した人と人権
10	③性自認と人権
	家庭
11	①同和問題(部落差別)と人権
12	②高齢者と人権
13	③固定的な性約割分担意識

外国人	
1	人権に国境はありません
2	ヘイトスピーチは許さない
3	職場の人権 基本の「き」外国人

犯罪被害者等	
1	犯罪被害者の人権を守るために

北朝鮮による人権侵害問題・拉致問題	
1	北朝鮮人権侵害問題啓発週間
2	工作船事件の概要
3	工作船の主な特徴
4	政府認定17名に係る事案概要①
5	政府認定17名に係る事案概要②
6	政府認定17名に係る事案概要③
7	政府認定17名に係る事案概要④

イーゼルも貸出しています。

## パネル図柄【人権一般】

[人権1] 人権ってなに？

### 人権ってなに？



人権は、「人間が人間らしく幸せに生きるために之權利」です。  
私たちは、立場や考え方、生き方に関係なく生まれながらにしてこの權利を持っています。

しかし、残念なことに私たちの身のまわりでは、匿名性を悪用したインターネットによる差別表現、誹謗中傷、ハラスメントによる被害、いじめの問題やヘイトスピーチなど、人間の尊厳に関わる人権問題が後を絶ちません。みんなが幸せに暮らすために自分に何ができるのか考えてみましょう。

主な人権問題にはどのようなものがありますか？

県では、「佐賀県人権教育・啓発基本方針(第二次改訂版)」の中で、人権問題は人の生活全てに関わってくる問題であり、「人権という普遍的文化」と捉えて、これを県民生活の中に定着、発展させていくこととしています。その上で、特に11課題を取り上げ、解決に向けてさまざまな施策を取り組んでいます。

(1) 同和問題	(8) 犯罪被害者等
(2) 女性	(9) 性的指向・性自認等
(3) 子ども	(10) インターネットによる人権侵害
(4) 高齢者	(11) その他の人権に関する様々な課題
(5) 障害者	刑を終えて出所した人、ホームレス等生活困窮者
(6) 外国人	北朝鮮当局による拉致問題等、人身取引
(7) 患者等	災害に起因する人権問題、個人情報の保護等

[人権2] 差別と区別はどう違うの？

### 差別と区別はどう違うの？



「差別」とは、本人の適性や能力とは直接関係ないことで差をつけ、その人の人権を無視したり扱うことです。

これに対し「区別」とは、それぞれの違った個性や能力を見極め、その区分けをすることです。

しかし、性による区別が女性差別につながることがあるように、「区別」が「差別」につながってしまうことがあります。この2つの言葉の意味をはっきりと理解することは人権について理解するうえで重要なことです。

なにげなく言ったことが差別だと言われるのですが…

だれもが、これまで一度や二度は胸にぐさりと突き刺されることがあります。そうした場合、言われた方は耐え難い苦しみを受けているのに、言った方はその発言さえ覚えていないことがあります。心と心をつなぐはずの言葉が心と心を引き離す差別の言葉になっていないか、真剣に考えてみる必要があります。

[人権3] 差別をなくすために 自分も他人も大切に

### 差別をなくすために

[人権10] 人権取引は重大な犯罪です

### 人身取引は重大な犯罪です

## パネル図柄【人権一般】

[人権11]

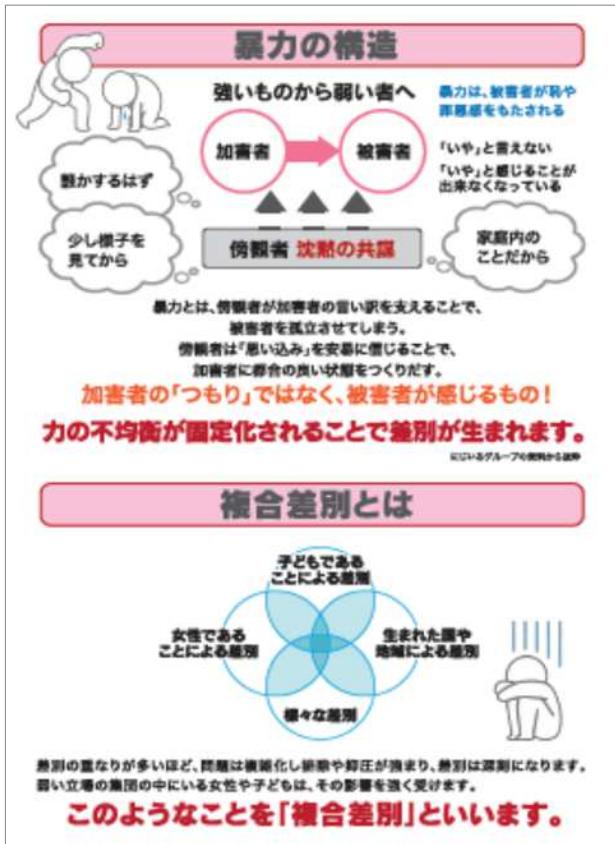
災害時に発生する人権侵害



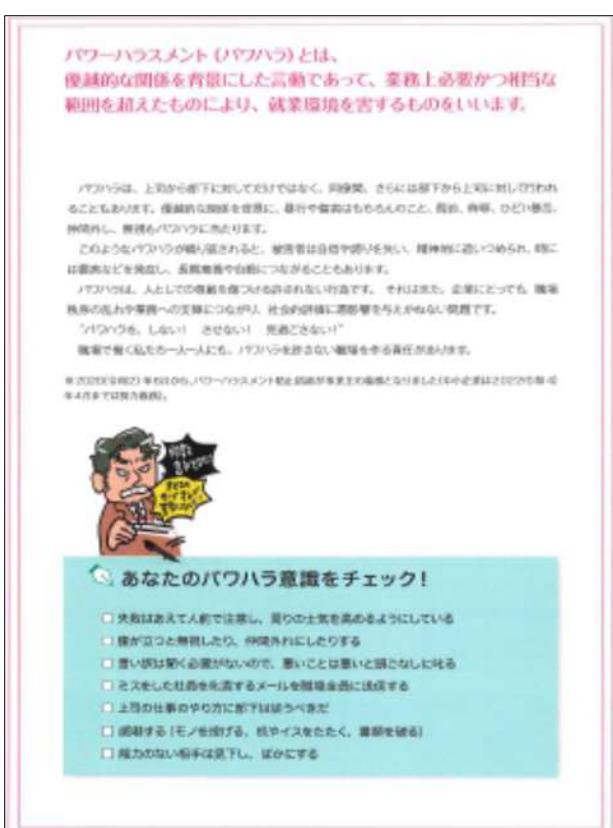
[人権12] 本人通知制度



[人権13] 暴力の構造と複合差別



[人権14] 職場の人権 基本の「き」パワーハラスメント



## パネル図柄【人権一般】

### [人権15] つらい気持ちを抱えていませんか？

#### つらい気持ちを抱えていませんか？

こんなことありませんか？

- 気分が沈む、憂うつ
- 気持ちが落ち込まない
- 泣くをするにも元気が出ない
- 頭痛がないのに、不安な気持ちになる
- 頭痛する、怒りっぽい
- 誰かが自分の弱さを言っている
- 何を食べたくない、食事がおいしくない
- 寝付けない、朝起きできない



ここでの不調やストレス症状が長く続いたり、日常生活に支障が出ている場合は、早めに専門医に相談することをお勧めします。

#### 周囲の人が気づきやすい変化

ここでの病気は自分で気づきにくい場合もあります。また、自分で不調に気づいてはいても、ここでの病気だと思っていない場合もあります。

その人らしくない行動が続いたり、生活面での支障が出ている場合は、早めに専門機関に相談するよう勧めてください。

- 服装が乱れてきた
- 口調が悪くなった
- 表情が暗くなったり
- 一人になりたがる
- 不調、トラブルが増えた
- 眠り食事が増えた
- 運動や休みが増えた
- ミスや忘れが多い
- 急にやせた、太った
- 他の人の弱さを見に見えるようになった
- ばんやりしていることが多い
- 体に不自然な傷がある

#### ●相談窓口●

佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060  
人権啓発センター☎ ☎0952-25-7229  
～県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口～

### [人権17] STOP!コロナ差別 あなたの一言が力になる

コロナウイルスの感染者やその家族。  
私たちの生活を守り支えてくださっている人たちへの  
謝意や感謝やSNSでのぬいぎ書き込みは  
しない、させない。

公的機関をもとに、冷感的行動で感染拡大と人権侵害を防ぎましょう。

#### STOP! コロナ差別



#### あなたの「一言」が「力」になる

##### ●不適切差別や謝罪に関する主な相談先●

→法律相談窓口  
　　お問い合わせ番号 09570-003-110 (平日8:30~17:15)  
　　子どもの人権 110番 09120-007-110 (平日8:30~17:15)  
　　女性の人権ホットライン 09570-070-410 (平日8:30~17:15)  
　　Foreign-language Human Right Hotline  
　　外國語人権相談ダイヤル 09570-099911 (平日8:00~17:00)

→佐賀県人権相談窓口  
　　人権啓発センター☎ ☎0952-25-7229 (平日8:00~17:00)

### [人権16] 自殺は身近な問題です

#### 自殺は身近な問題です

2006年に自殺対策基本法が制定されたこともあって、日本の自殺者総数は全体的には減少傾向にありますが、若い世代の自殺は深刻な状況にあり、「自殺」が死因の1位となっています。また、コロナ禍においては、経済的理由や家庭内の問題などの影響を強く受け、女性の自殺者が急増しています。自殺は特別なことではなく、誰にでも起こりうる、身近な出来事になっています。

##### 概要

年齢別	男 1回	女 1回	男 2回	女 2回
20歳未満	114	32	10	1
19~29歳	1603	47	440	110
30~39歳	1545	173	310	83
40~49歳	1292	187	257	64
50~59歳	1059	180	217	57
60~69歳	1065	172	216	54
70~79歳	1065	172	216	54
80歳以上	1051	202	205	52
平均	4,090	49.4	830	21
標準偏差	7,365	87.2	4,116	2,086
範囲	11,660	154.4	4,623	44.0
中央値	29,195	97.1	46.5	1

様々な要因が複合的に絡み合うことで、自殺のリスクが高まります。

健診問題、経済問題、家庭問題、勤務問題、学校問題など

#### 『ゲートキーパー』とは

悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聴いて、必要な支援につなげ見守る人のことです。

いつもと違う小さな変化に気づいたら、勇気を出して声をかけてみませんか？

##### ●電話相談窓口●

佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060

人権啓発センター☎ ☎0952-25-7229

～県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口～

よりそいホットライン ☎0120-279-338(無料) [24時間対応]

～一般的な生活上の悩みをはじめ、生活指摘患者に対する総合的な電話窓口～

### [人権18] ダイバーシティ

#### ダイバーシティってなんだろう

#### ダイバーシティ 多様性やちがいのこと



##### ダイバーシティ (Diversity) とは。

多様な人びとが互いの違いを尊重し、ともに生きる社会の理念を表します。すべての人の多様性を生かすことが目的で、ダイバーシティ（多様性）という意味の英語は、様々な人材を活用するという意味があり、ビジネスシーンでも用いられるようになりました。

#### みんなちがって、みんないい 一人ひとりが ちがって、あたりまえ

##### 大切なことは、

多様性・ちがいを受け入れるために相手に伝えたいことを言葉にするコミュニケーションをとり、相手を理解しようとする

といったことが大切になります。

互いのちがいを認めず、知ろうとせず、違いを見過ごし理解しないままにしておくと、大きな誤解やトラブルを招くことになり、偏見にもつながります。

“ちがい”には、自分の意志では変えることができないものや  
自分の努力や気持ちだけでかえられることがあります。

例えば：国籍、人種、国籍、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教  
経験、働き方、価値観、ライフスタイル、住む場所や地域、文化等。

#### “ちがい”を知ろう、“ちがい”を学ぼう！



##### 何事にもダイバーシティの視点を持って取り組もう！

幅広い年代の人、多様な人種、異なる価値観を持つ人と日常的に触れ合うことは、個人としても、ひとりの社会人としても成長のきっかけとなる貴重な経験となります。

「ちがい」を、間違として排除せず、ダイバーシティの意味を正しく理解し、職場や日常のあらゆる場面において違いを尊重し行動することを心がけてみてください。



## パネル図柄【人権一般】

[人権19] みんなちがってみんないい



[人権20]

アクティブ・バイスタンダー（行動する傍観者）

(行)

アクティブ・バイスタンダー（行動する傍観者）とは、ハラスメントやさまざまな暴力や差別が起きとき、その場に居合わせた第三者が被害を軽減するために、状況に応じてできる行動をする人のことです。

状況に応じて、効果がありそうな方法をやってみよう！

差別や暴力には  
**NO!**

5 アクティブ・バイスタンダーができる5つの介入方法

- Distract (注意をそらす) 関係のない話をしたり、加害者の邪魔をする
- Delegate (第三者に助けを求める) 近くにいる大人や先生などの介入を求める
- Document (証拠を残す) 写真等で状況の記録。取り扱いには注意する
- Delay( 後で対応する) 被害後に声掛けなどのフォローやサポートを申し出る
- Direct( 直接介入する) 「それはハラスメント(差別)ですよ」と直接注意する

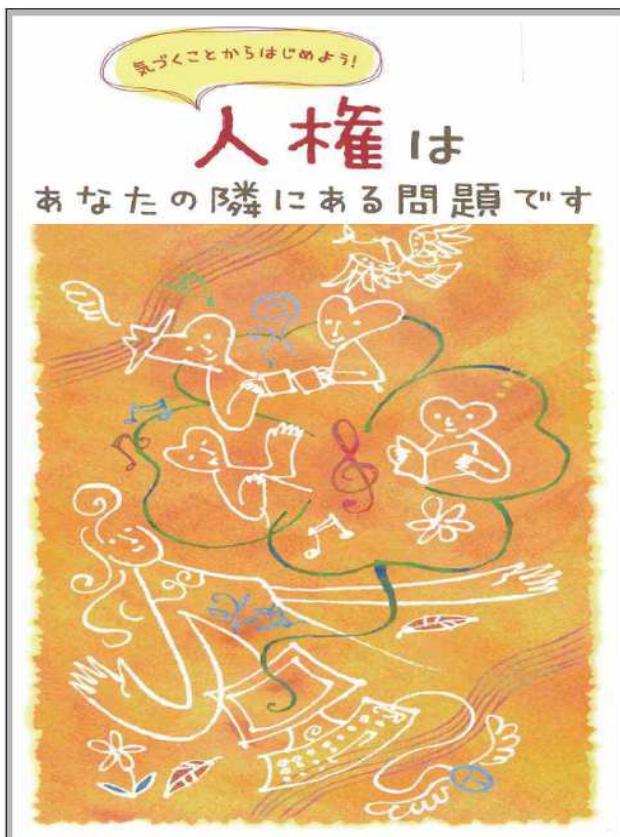
※危険が伴う場合があるので、自分自身の安全が確保できているかは確認する

傍観者が加害者の言い訳を支えてしまうと、被害を受けた人に弱意識や罪悪感、無力感を持たせ、誰にも相談できず孤立させてしまい、放つておくと深刻化してしまいます。アクティブ・バイスタンダーが増えることは、状況の悪化を防いだり、被害者が声を上げやすい社会になるなど、差別やさまざまな暴力発生の予防にもつながってきます。

◎電話相談窓口◎

みんなの人権 110番 Tel. 057-003-110 (全国共通人権相談ダイヤル)  
平日 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始を除く)  
人権啓発センターさが Tel. 0952-25-7229  
平日 9時～17時 (祝日、年末年始を除く)

[人権20] アクティブ・バイスタンダー（行動する傍観者）



## パネル図柄【同和問題】

### [同和問題1] 同和問題(部落差別)ってなに?

#### 同和問題(部落差別)ってなに?



同和問題(部落差別)とは、自分の能力や人柄とは関係なく、生まれた場所やそこに住んでいるという理由だけで結婚を反対されたり、就職や日常生活で差別を受けるという日本固有の深刻な人権問題です。

日本の歴史の中でもつくられた身分制度に基づく、根深い差別意識や誤った認識、偏見が、現代社会においてもいまだに存在しています。

同和問題って昔の話じゃないの?

同和問題は昔の話ではありません。  
1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、2002(平成14)年まで33年間にわたり同和対策事業が実施されたことで同和地区の生活の実態は大きく改善されました。

しかし、残念なことに今なお結婚や就職で差別を受けたり、インターネット上に心無い書き込みがなされるといった事案が発生しています。

### [同和問題2] そつとしておけば、差別は自然になくなる?

#### そつとしておけば、差別は自然になくなる?



「自然解消論」や「寝た子を起こすな論」と言われる意見があります。  
「差別、差別」と騒ぎすぎるから、いつまでたっても差別がなくなるらしい。そつとしておけば同和問題について知っている人も少なくなり、差別も自然にならなくなるといった考え方です。

しかし、戦後の民主主義社会においても同和問題が解決できていないことは事実です。

いまだに身元をあばこうしたり、それを知ろうとする人が存在するという事実があり、放置しておけば同和地区に対する偏見や誤った認識が語り継がれる恐れもあります。

そつとしておけば…という考え方では、人権意識を眠らせ、偏見が偏見を生み、結果的には差別の助長に手を貸すことになってしまいます。

### [同和問題3] 差別につながる身元調査

#### 差別につながる身元調査



個人の素性や身上を調査することなどを身元調査と言います。  
就職や結婚などの人生の大きな節目において、近所で特定の人物について話を聞いたり、住所や本籍地などを知り、そこから同和地区の出身者かどうかを調査することはプライバシーの侵害であり、重大な人権侵害です。

こういった身元調査が行われる背景を考えてみると、依然として家柄や門地などを重んじる社会的風潮が根強く残されているということができます。

身元調査を依頼したり、引き受けることは、人間の尊厳を無視した差別意識や偏見に基づく行為であり、決して許されるものではありません。

### [同和問題4] 部落差別(同和問題)をなくすために

#### 部落差別をなくすために (同和問題)



2016(平成28)年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が制定されました。

この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別を解消することの必要性について国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指しています。

##### 部落差別解消の推進に関する法律

###### ★基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めよう努めることより、部落差別のない社会を実現することを目指して、行わなければならない。

###### ★国の方針

- ・部落差別解消のため、相談体制の充実や必要な教育及び啓発を行う。
- ・地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。
- ・部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

###### ★地方公共団体の方針

- ・部落差別の解消に向け、國との連携を強化し、國及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた相談体制の充実や必要な教育及び啓発を行うよう努める。

## パネル図柄【同和問題】

### [同和問題5] 部落差別解消法

#### 部落差別解消推進法

部落差別解消推進法は、平成28年12月に施行されました。

この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別を解消することの必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより部落差別のない社会を実現することを目指しています。



同和問題を、私たち一人ひとりが自分の問題として考え、「差別をしない、させない」という意識を持って行動しましょう。

### [同和問題6] STOP! えせ同和行為!

#### STOP! えせ同和行為!



えせ同和行為とは、いかにも同和問題の解決に尽力しているように装い、様々な不当な利益や義務のないことを要求する行為をいい、同和関係者に対するイメージを著しく傷つけ、同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因になっています。

えせ同和行為排除のために、私たちはまず同和問題を正しく理解することが大切です。

えせ同和行為に安易に応じることがえせ同和行為をはびこらせるだけでなく、結果的に同和問題の解決を妨げるとの認識をもって、不当な要求は、き然とした態度で断固拒否しましょう。

お困りの場合は、最寄りの法務局や警察署などにご相談ください。



図書、物品等の購入要求があった場合の対応は?

#### ★基本的対応

購入するかどうかを決めて、必要がないと判断した場合はその旨をはっきりと相手方に伝える。(購入しない理由を言う必要はありません。)

#### ★一方的に図書等が送られてきた場合

必要ないと判断した場合は受領を拒否する。

受け取った場合は、はがき(特定記録郵便または簡易書留)もしくは封書(内容証明郵便)により購入しないことと料金を払いで返送することを伝え、返送する。はがきの場合は、裏面のコピーを取って保管しておく。

### [同和問題9] 部落差別を解消するのはあなたです!

#### 部落差別を 解消するのは あなたです!

同和地区等と呼ばれる特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなどの同和問題(部落差別)は現在もなお存在します。

また近年、インターネットの匿名性を悪用した同和地区に関する情報の流布、略称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷など差別の態様も変化しています。

同和問題(部落差別)を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が  
平成28年(2016年)12月16日に施行されました。  
「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

詳しくは [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html) [法務省 同和問題]

### [同和問題10] H29年度啓発ポスター 知ることが和につながる



正しい知識と理解を、**同和問題**

## パネル図柄【同和問題】

[同和問題11] H30年度啓発ポスター わかりあえば、わらいあえる。



[同和問題12] R1年度啓発ポスター 無境界



[同和問題13] R2年度啓発ポスター 同じ空の下で生きている



## パネル図柄【女性】

### [女性1] 男女共同参画社会ってなんだろう？

# 男女共同参画社会ってなんだろう？



男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことです。

少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

佐賀県は、「男女共同参画社会」を目指して、「佐賀県男女共同参画基本計画」と「佐賀県男女共同参画推進条例」を柱に、県立男女共同参画センター「アバセ」を拠点として様々な施策を推進しています。

### [女性2] 男女共同参画社会基本法

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

**基本理念**

- ①男女の人格の尊重
- ②社会における性別等についての認識
- ③選挙等の立候補及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の独立
- ⑤性別的協調

**責務**

国	地方公共団体	國民
基本理念を踏まえた施策 (具体的な指針を含む。) の総合的な策定・実施の 義務	国の直轄に準じた施策及 び区域の特性に応じた施策 の策定・実施の義務	男女共同参画社会の形成に 貢献するように努める責務

**施策の基本となる事項**

- ・政府の男女共同参画基本計画の策定の義務
- ・都道府県男女共同参画計画の策定の義務
- ・市町村男女共同参画計画の策定の努力義務
- ・法制上又は財政上の措置
- ・年次報告書
- ・施策の策定等に当たっての配慮
- ・国民の理解の促進
- ・苦情の処理等
- ・調査研究
- ・国際的協調のための指針
- ・地方公共団体及び民間の団体に対する支援

男女共同参画社会の形成

### [女性3] 男性も生活人として家事に参画を

# 男性も生活人として家事に参画を



「男は仕事、女は家庭」という言葉を耳にすることがあります。皆さんはこのような考え方をどう思いますか？

「男子厨房に入らす」「子どものことは妻任せ」…これでは、男性は家族への責任だけでなく、生活人としての経験、面白さを発見する機会を放棄しているようなもの。固定的な性別役割分担意識は男性の生き方をも縛ってしまうのです。

1日の生活時間の配分(佐賀県に住む10歳以上の男女)

	男性	女性	(時:分)
1次活動(食事・睡眠等)	10:38	10:46	0:37
2次活動(仕事・事業等)	6:11	3:59	3:15
3次活動(家事関連)	6:34	6:00	6:00

■1次活動(食事・睡眠等) ■2次活動(仕事・事業等) ■3次活動(家事関連) ■4次活動(余暇活動)

「平成28年社会生活基本調査(総務省)」によると、佐賀県の10歳以上の男女別の1日当たりの家事関連時間は女性が3時間15分に対して、男性は37分となっており、女性の家事関連時間は男性に比べて約5倍となっています。  
※家事関連時間=家事、介護・看護、育児、買い物にかかった時間

### [女性4] 男性も女性も生き生きと活躍できる佐賀県

## 男性も女性も生き生きと活躍できる佐賀県

2013年に実が実施した「男女共同参画社会づくりのための佐賀県実態調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分担意識について、賛成する人の割合は10年前ではほぼ横ばいです。男女ともに一定数の割合で賛成する人が存在しています。

佐賀県では、男性も女性も、当然な形で両方に力を入れることなく、職場、家庭、地域などあらゆる場所で生き生きと活躍できる環境づくりを取り組んでいます。

お互いを支え合いながら、男女が共に暮らしやすい佐賀県をつくっていきましょう。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成しますか？

▶「賛成」する人の割合は、10年前とほぼ横ばいの4割程度

▶「賛成」する男性の割合は増え、女性の割合は減り、意識の差が10年で3倍！

**【佐賀県・女性】**

性別	平成13年度	平成18年度	平成23年度	平成28年度
賛成	38.7%	42.2%	42.7%	43.2%
反対	51.3%	57.8%	57.3%	56.8%

**【佐賀県・男性】**

性別	平成13年度	平成18年度	平成23年度	平成28年度
賛成	39.8%	39.3%	38.1%	34.2%
反対	59.2%	59.7%	61.9%	65.8%

## パネル図柄【女性】

### [女性5] 雇用における男女の均等な機会の処遇の確保のために

#### 雇用における男女の均等な機会の処遇の確保のために

女性が職場で差別されず能力を発揮でき、また、働きながら安心して子どもを生み育てることができます。働く女性のためだけではなく、少子・高齢化が一層進展していく中で、我が国の経済活力を維持していくためにも重要な課題となっています。

この課題に対応するため、男女雇用機会均等法が施行され、雇用の分野で、女性が男性と均等な機会を得、その意欲・能力に応じた均等な待遇を求めるようになりました。

##### 男女雇用機会均等法のポイント

- 雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止  
〔募集・採用・配置・昇進・教育訓練・一定の福利厚生・定年・退職・解雇等〕
- 労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長・体格又は体力を要件とする等の間接差別の禁止
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- 職場でのセクシャルハラスメント防止のために必要な配慮を事業主に義務づけ
- 女性労働者の性別健康管理のために必要な措置を事業主に義務づけ
- 国は、男女労働者間の実事上の格差解消に取り組む事業主に対し、相談等の他の援助を実施
- 紛争解決のため、自主解決のほか、国による助言・調停の実施
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合、企業名を公表



##### 男女が共に仕事と生活の調和を実現していくための条件整備



### [女性7] セクシャルハラスメントとは

#### セクシャルハラスメントとは

セクシャルハラスメントとは、職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること(対価型セクハラ)や、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなつたため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること(環境型セクハラ)をいいます。

例えば・・・  
苦情している場所で・・・出張先で・・・取引先の事務所で・・・  
顧客の自宅で・・・取扱先で・・・業務を使用する車中で・・・  
アフターパーティの宴会(実質上顧客の延長と考えられるもの)で・・・

セクハラの行為となり得るのは  
事業主・上司・同僚・顧客・  
派遣先の社員・取引先の社員など



労働者は  
正社員、パートタイム労働者、契約社員など、事業主が雇用するすべての労働者。  
派遣労働者は派遣元でも派遣先でも労働者となります。

出典 厚生労働省HP「職場でのセクシャルハラスメントでお悩みの方へ」

##### 受け手が不快に感じたら、それはセクハラかも！

男女雇用機会均等法上のセクハラに該当するかどうかの判断は、受け手の主觀を重視しつつも法律に規定されている要件を満たし、一般的にはどう受け止められるかとお客様的な基準によって評価されます。

ただし、本人の意に反する身体的の接觸によって強い精神的痛苦を感じた場合は、本人の気持ち(精神的な被害の程度)に配慮し、セクハラと判断されることがあります。



### [女性6] ドメスティック・バイオレンス(DV)

#### ドメスティック・バイオレンス(DV)

ドメスティックバイオレンス(DV)とは、「配偶者(事実婚も含む)や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」のこと。

##### ◆どんな行為がDVにあたるの？

##### 身体的暴力

- ・殴る、蹴る、腕をねじる
- ・物を投げつける
- ・髪を引っ張る
- ・首を絞める
- ・刃物を体に突きつける
- ・つねる、小突く

##### 精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・人格を否定するような暴言を発する
- ・免言させない
- ・無視をする
- ・人前で侮辱・命令する

##### 性的暴力

- ・嫌がっているのに性的行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する
- ・見たくないのにポルノ映像や雑誌を見せる

##### ◆デートDVってなに？

男女間における暴力は夫婦間だけで起こっている問題ではありません。交際中のカップルの間でもDVが起こっています。

＜例＞携帯電話を勝手にチェックする、過剰な束縛をするなど



##### ◆相談窓口

- ・佐賀県DV総合対策センター  
0952-28-1492
- ・各警察署の相談窓口
- ・法務省)常設人権相談所  
0570-003-110
- ・(法務省)女性の人権ホットライン  
0570-070-810
- ・(法務省)インターネット人権相談窓口  
[パソコン] <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>  
[携帯電話] <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

### [女性8] セクシャルハラスメントを防ぐ

#### セクシャルハラスメントを防ぐ

セクハラは、男性から女性に対して行われるものが多くほとんどですが、女性上司が男性社員に対し、彼女がないことをからかったり、独身の男性社員に結婚しない理由を執拗に聞くこともセクハラです。また、女性上司から女性の部下が「まだ子どもをつくらないの？」などと執拗に聞かれたり、男性上司から男性の部下が、豪華で裸踊りなどをさせられることもセクハラです。

性別に関わりなく、お互いをビジネスパートナーと認識することがセクシャルハラスメントを防ぐ第一歩！



##### ◆セクシャルハラスメントを防ごう！

- ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
  - ・文書でセクハラ防止の方針や規定内容、就業規則による態或内容を明示する
  - ・社内報などで定期的に周知する
  - ・研修会・講習会等を実施する
- ②もし、おきてしまったらに備える
  - ・相談窓口担当者を決める(専門的な外部機関に対応をお願いしてもよい)
  - ・相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるよう、研修・訓練しておく
- ③おきてしまったら
  - ・当事者双方から事実関係を確認する
  - ・当事者双方の間で事実関係が一致しない場合は、第三者からも事実関係を確認する
  - ・セクハラ防止について、改めて社内報等で周知徹底する
- ④再発防止対策の強化
  - ・当事者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じておき、その旨周知する
  - ・セクハラの不當性を明確に周知するとともに、既にセクハラ行為があった場合は、厳正に対処する姿勢を明白に示す

## パネル図柄【女性】

### [女性9] 職場の人権 基本の「き」セクシュアルハラスメント

職場におけるセクシュアルハラスメントとは、  
労働者が性的な言動への対応により不利益を受けたり、  
性的な言動により就業環境が害されたりすることをいいます。

あなたの職場では、「女性らしい優しさがない」「女性に重要な仕事は任せられない」「男ならしつかりしろ」といった言葉が交わされていますか？また、「絶対しないの？」「唐人はいるの？」「子どもはまだ？」など、個人的な質問や性的な質問を繰り返していないでしょうか？

このような言葉も、受け手が不快に感じた場合には、男女胡乱せずセクハラになる可能性があります。ちょっとした冗談のつもりでも、あなたの意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうこともあります。「この程度のことだったら許されるだろう」という勝手な思い込みはやめましょう。

セクハラは、相手を対等なパートナーとして尊重していない場合や、職場にセクハラを容認する雰囲気がある場合に発生しやすいといわれています。

セクハラを防ぐために、私たち一人一人にセクハラを許さない職場を作る責任があります。また、性的な言動など嫌なことをされたときには、相手に対してはっきり「NO」と言うことも大切です。

料より、お互いにコミュニケーションを取り、意識疎遠を十分に取ることが大切です。



#### あなたのセクハラ意識をチェック！

- 性的なことを連想させる、身体的特徴を話題にする
- 好色を持つ食事やデートにしつこく説く
- なごやかな雰囲気を出すために、職場でも性的な話題が時には必要だ
- お酒のお勧めやカラオケでのデュエットを熱く説く
- 男に手を触れるのはスキンシップである

### [女性10] 女性の貧困

#### 女性の貧困と生きづらさ

##### ジェンダーギャップ指数 日本 120位 / 156か国

世界経済フォーラムの発表によると、日本は2020年度G7(主要7ヶ国)では最下位にあり、政治幹部における男女差が順位に影響しています。

SDGs(持続可能な開発目標)では、目標1、「貧困をなくそう」の中で、2030年までに貧困状態にある、男性、女性、子どもの割合を、少なくとも半分に減らすことをターゲットにしています。

#### ジェンダー不平等(男女格差)

##### 男女の教育格差

社会的・文化的な性別  
(ジェンダー)にもとづく偏見

##### 男女の雇用機会や賃金格差

ライフイベントの変化  
結婚・出産・離婚など

##### 暴力・虐待による被害

- 給与所得者のうち、年収 200 万円以下の者の割合……男性 6.32% 女性 16.5%
- 1年を通じて勤務した給与所得の平均……男性 約 539 万円 女性 約 295 万円  
〔2019 年厚生労働省「賃給与実態統計調査」より〕

#### 連鎖する子どもの貧困と格差

- 日本の子どもの貧困率 13.5%……約 7 人に 1人の子どもが貧困状態

- ひとり親世帯の子どもの貧困率 48.1%……約半数の子どもが貧困状態

〔2019 年厚生労働省「生活基準調査」より〕

親の経済格差が、子どもの **学習意欲の低落**、**学力格差**、**健常偏差** など生み、貧困が連鎖してしまいます。

貧困問題は、個人の責任ではなく、社会の構造的な問題です。  
また SDGs(持続可能な開発目標)の目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」に掲げられているように、ジェンダー平等は、日本を含めて世界が抱える課題の一つです。

## パネル図柄【高齢者】

[高齢者1] 超高齢社会の到来！

### 超高齢社会の到来！



2017(平成29)年10月1日現在、日本の人口は1億2,670万6千人。そのうち65歳以上の高齢者は3,515万2千人となっており、高齢化率(総人口に占める割合)は27.7%と、私たちの4人に1人以上が高齢者となっています。

こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護者による虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分などといった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

私たちは、高齢者の尊厳が確保され、高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会を築いていかなければなりません。

「高齢者」とは何歳以上のことですか？



「高齢者」という言葉は一般的には“社会の中で比較的年齢が高い人たち”を指しますが、主觀的な要素もあり、その基準は人それぞれです。例えば、国際連合では「60歳以上」、WHO(世界保健機構)や日本を含む主要先進国が加盟するOECD(経済協力開発機構)では「65歳以上」がひとつの基準となっていますが、国や社会、法律などによっても「高齢者」の定義は変化します。

[高齢者2] 「いい年をして…」「もう年なんだから…」それって偏見では

### 「いい年をして…」「もう年なんだから…」 それって偏見では



高齢者に対して、「いい年をして…」「もう年なんだから…」と言っていますか？年齢だけを理由に社会参加を妨げることは、人権侵害になります。誰でも年齢を重ねれば、「老い」により身体や精神に衰えが生じます。しかし、働きたい、社会貢献をしたいと考えている高齢者はたくさんいます。また、高齢者が安心して自立した生活を確保し、生きがいをもって社会の一員として生活するには、高齢者の雇用の維持・拡大が不可欠です。

高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられるよう、定年年齢の引き上げや継続雇用制度の促進などを目的とした雇用の改革が進められています。

何歳まで仕事をしたい？(就労希望年齢)



年齢	割合
60歳くらいまで	18.5%
65歳くらいまで	28.7%
70歳くらいまで	15.2%
75歳くらいまで	8.1%
80歳以上	1.3%
働くうちいつまでも	31.2%



「平成27年度少子高齢社会等調査検討事業報告書(厚生労働省)」

[高齢者3] 認知症の理解と認知症サポーター

### 1 認知症の方には、 正しい理解と温かい見守りが大切です。

#### ●7つのポイント●

●まずは見守る	●やさしい口調で
●余裕をもって対応する	●おだやかで、 はっきりした話し方で
●声をかけるときは1対1で	●相手の言葉に耳を傾けて ゆっくり対応する
●後ろから声をかけない	

認知症は、だれでもなる可能性があります。あなたの自身や家族が、あるいは友人や知り合いが認知症になるかもしれません。他人ごとではなく「自分の隣にある」という意識を持つことが大切です。

### 2 今後認知症の人は増えていきます。

65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は増加すると見込まれます。今でも、認知症高齢者(患者)は、2020年の約43,000人から2025年には約48,000人、2040年には約52,000人に増加すると見込まれます。

### 3 認知症サポーターの輪を広げましょう！

認知症サポーターは「なにか」特徴なことをする人ではありません。  
認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に  
対して温かい目で見守ることがスタートです。

認知症サポーター養成講座は、地域や団体等で、住民講座、ミニ学習会として開催しています。受講をご希望の場合には、お近くの自治体事務局へお問い合わせください。

今後、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに  
応じた具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)が地域ごとに構築  
されていきます。



## パネル図柄【子ども】

[子ども1] 子どもも大人と同じ一人の人間です

### 子どもも大人と同じ 一人の人間です



わが国では、これまで子どもは親の所有物とみるような考え方がなされきました。しかし、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に明示されているように子どもも権利の主体者です。

「子どもだから」、「子どものくせに」と一方的に決めつけるのではなく、子どもも一人の人間として認め、子どもの声に耳を傾けましょう。

**児童の権利に関する条例(子どもの権利条約)**

世界中のすべての子どもたちが幸せに暮らせるように、多くの国が約束をしました。それを「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」と言います。ここでは、大きく分けて4つの権利が約束されています。

- 生きる権利**  
命が大切にされ、すぐすく育つように守られます。病気やけがをしたら治療を受けられます。
- 育つ権利**  
教育を受け、ゆっくり休んだり、遊んだりすることができます。自由にものを考えたり、信じたりすることができます。
- 守られる権利**  
暴力などから守られます。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られます。
- 参加する権利**  
自分の考えをのびのびと表現したり、集まってグループを作ったり、自由に活動ができます。

[子ども2] 子ども虐待って なに?

### 子ども虐待って なに?



**身体的虐待**  
身体に外傷を与えること、生命に危険を及ぼす暴行や行為

**性的虐待**  
性的ないたずらや性行為の強要など、親や大人による性的暴力

**養育の拒否・怠慢(ネグレクト)**  
子どもの健康や発達に必要な衣食住の世話をしなかったり、登校させない、病気になってしまって医者の診察を受けさせない場合など。

**心的虐待**  
非難、無視、脅迫など言葉による脅かしや拒否的な態度で子どもに心的外傷を与えたと思われる行為。

このような虐待行為は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときには生命までも脅かし、多くは子どもの心に深い傷となって残り、人格形成に大きな影響を与えます。

親または親に代わる保護者など子どもの健康や安全に責任のある大人によって子どもに加えられた行為(単なる事故でなく)で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう場合を言い、生命に危険のある暴行に限らず、  
**子どもに対する不適切な間わりは全て含みます。**

[子ども3] 虐待防止に、あなたの勇気を!

### 虐待防止に、あなたの勇気を!



大人には子どもを守る義務があります。  
虐待に気付いたら、虐待を疑ったら、  
一人で悩まないで、身近な機関に相談してください。  
その勇気が子どもを守ります。

どうしたらいいのでしょうか

●虐待を疑ったら  
市町村児童福祉主管課・児童相談所・県保健福祉事務所などの関係機関へ相談しましょう。

●虐待はかくされていることが多いので、もしかしたらというあなたの想いはとても重要になります。  
ひとりきりで悩まず、子どもを守るためにも、まず相談(通報)という行動を起こしましょう。  
虐待でなくとも、あなたからの相談は、苦しい思いをしている親子が「よき援助者」に出会うきっかけになるはずです。  
「気にかかる親子がいます」「力になってあげてほしいんです」と、ぜひ専門機関に話してみてください。

●相談した人が誰か特定されてしまうような情報は決してもらいません。  
秘密は必ず守られます。  
虐待を疑ったことは責められたりしません。

[子ども4] 誰かに相談してね

### 誰かに相談してね

こんなことはありませんか?

親や一緒に暮らす大人から

- たたかれたり、けられたりする
- どなられる
- ご飯を食べさせてもらえない
- お世話をしてももらえない
- 家の外に出される
- 自分の体を勝手に触られる
- 家の内で、いつも誰かがケンカをしている
- 家の人が帰ってこない

あなたは大切な人です。

あなたの心や体に安心がないときは、信頼できる大人に相談してください。

相談できる人が近くにいないときは、子どもの話を聴いてくれるところに電話をしてください。

あなたの力になりたい大人は必ずいます。  
あきらめないで、相談してね。

児童相談所  
全国共通3桁ダイヤル  
**189**  
(無料)

子どもの人権  
110番  
**0120-007-110**  
(無料)

●各市町の担当部署でも相談を受け付けています。

## パネル図柄【子ども】

[子ども5] まさかわが子が！



[子ども6] 家庭が「心の居場所」であるために



[子ども7] いじめの四層構造



[子ども8] いじめる側が絶対に悪い！



## パネル図柄【子ども】

[子ども9] こんなこともいじめです



いじめは、暴力を振るうような身体的な攻撃ばかりでなく、冷やかしやからかい、仲間はずしなど見えにくい形で行われることも多いのです。他人が思う以上にいじめられた人の傷は深く、痛いものです。

[子ども10] いじめを訴えることは正しいこと



悩んでいる時に、誰かに相談するのはごく当然なことです。誰にも気がねする必要のないことです。  
自分がいじめられていなくても事実を知らせることは、いじめをなくす正しい行為です。

[子ども11] 体罰はいかなる理由があっても許されない



学校教育法第11条において「体罰は加えることができない」と厳に禁止されているにもかかわらず、依然として体罰はなくなりません。この背景には、教師の一部に、一時の感情に走ったり、生徒指導上やむを得ない体罰ならきっと許されるはずだという考えがあったりすること、また、保護者的一部に、教師に対して体罰をもいとわない厳しい指導を求める人がいることがあります。

体罰は、いかなる理由があっても許されないものであり、**基本的人権を著しく侵害する行為**です。

[子ども12] 子どもを傷付ける言葉や態度



## パネル図柄【子ども】

### [子ども13] 面前DVが子どもに与える影響

**面前DVが子どもに与える影響**

DVは子どもの成長にとって大切な安全・安定を根底から壊してしまいます。そして、子どものこころとからだに様々な影響を与えるといわれています。

- ✿空虚の世界への逃避
- ✿悲しい毎日
- ✿楽しいときがいつ終わるか分からず不安で辛い。
- ✿強者が弱者を支配するのが当然、「弱いことはいけない」と考えるようになる。
- ✿誰に緊張を強いられ、安全感や安心感が得られない。
- ✿他の者を信頼できない。
- ✿自分がDVの原因だと想う。
- ✿保護感やDVを止められない努力感を感じる。
- ✿自己評価が低くなる。
- ✿暴力で解決しようとする。

◆あなたの周りに心配だなと思う人はいませんか？

DVは潜在化しやすい問題です。

周りの人から相談されたり、気づいた時には、ぜひ「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と伝えてください。

被害を受けている人を責めたり、話を否定しないでください。

隠したり相談してくれるのは、きっとあなたを信頼しているからこそ。

被害を受けている人が専門機関に相談できるよう、その人を支えてください。

●相談窓口●  
佐賀県DV総合対策センター ☎0952-26-0018  
【法務局】女性の人権ホットライン ☎0570-070-810  
児童相談所 189(全国共通3桁ダイヤル)  
各警察署の相談窓口、県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口

### [子ども14] 子どもの権利条約

**生きる権利**  
食べる、笑ったり、健康に生活できること。  
病気になったら医療を受けられること。  
すべての子どもの命が守られること。

**育つ権利**  
遊んだり、休んだり、学んだり、自分らしく育つこと、自分の能力をのばして成長できること。

**子どもの権利条約**  
「子ども」とは、18歳未満のひと。

条約に定められている子どもの権利は大きく分けて4つです。

**生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。**

この権利を実現、確保するために必要なことを定めています。

**守られる権利**  
いじめや暴力で、心とからだが痛つけられないように守られ、困ったときは相談できる場所があること。  
拘束や有害な労働などから守られること。

**参加する権利**  
自由に意見を表し、尊重されること。  
喜びってグループを作ったり自由に活動することができる。

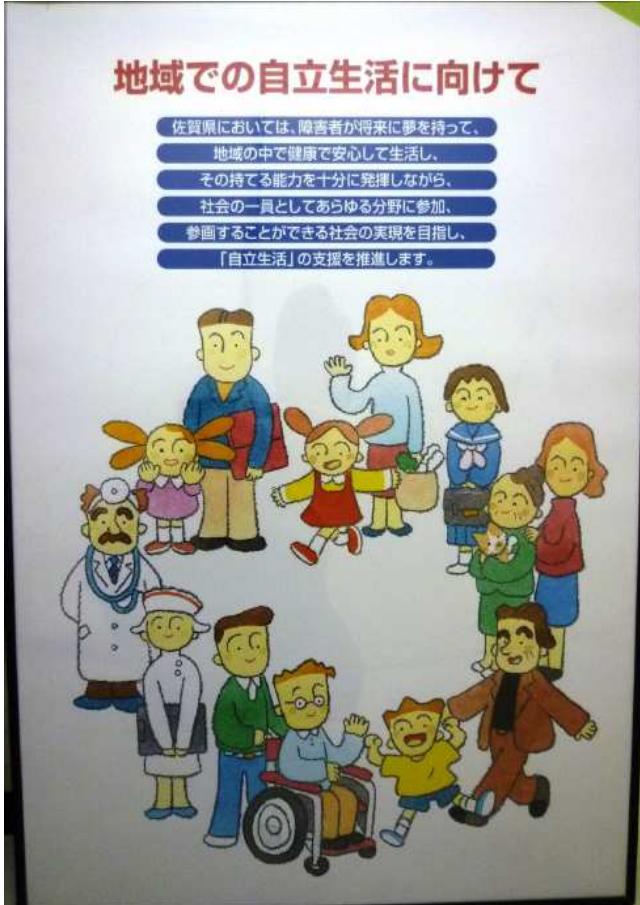
子どもの権利条約は、子どもの権利を定めたもので、日本や世界中の多くの国が子どもの権利を守る約束をしました。(日本は、1994年に批准)

### [子ども15] 子どもの権利条約ポスター



## パネル図柄【障害者】

[障害者1] ともに生きわかつあう社会を目指して



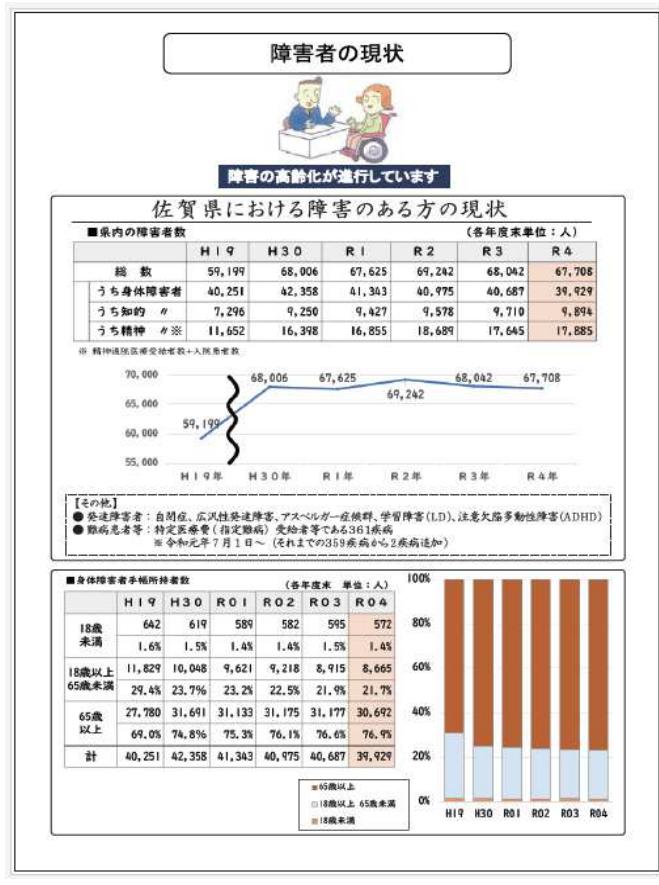
[障害者2] 障害者と障害を正しく理解してください



[障害者3] 障害の種類



[障害者4] 障害者の現状



## パネル図柄【障害者】

### [障害者5] 障害者の権利宣言

#### 障害者の権利宣言

障害者の権利宣言(1975.12.9国連採択)

国際障害年(1981年)「完全参加と平等」

国連・障害者の十年(1983~1992)

アジア太平洋障害者の十年(1992~2002)

第二次「アジア太平洋障害者の十年」(2003~2012)

障害者の権利に関する条約(2006.12.13国連採択)



### [障害者6] 障害者の社会参加の推進

#### 障害者の社会参加の推進

障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加

できるように様々な事業を実施しています。

#### 移動支援

病院や街での暮らしなど、

障害のある人の外出のお手伝い

ひとりで外出することが困難な障害者などのための、外出介助するサービスです。



#### 盲導犬

「ハーネス」を付けているときは

お仕事中!そっと見守ってね

目の不自由な人の歩行を助けるために特別に訓練された犬です。盲導犬が目のかわりとなって、目の不自由な人の外出を助けるので、ヘルパーなど他人の力を頼らずに街に出ることができます。



#### 手話

自然に生まれた言葉だから、

思ったよりも難しくないかも

手話は、耳の不自由な人たちの間で、自然に生まれて発展してきました。手話を各田に

よくて覚えていますが、その言葉の持つイメージを手で表現しているので、感覚的にわかり合える面倒が多くあります。

※世界共通の国際手話もあります。



#### 点字

點字の読み方を学うときや、

エレベーターなどによく見かけるね

点字は今までの小さな充能(音)から構成されています。この点を読みではアルファベットに、日本では当て字で文字としています。外国語間で点訳も可能です。点字で書かれた本なども、いろいろ出版されています。



### [障害者7] 障害者のふれあいの促進

#### 障害者のふれあいの促進

障害のある人と接する時は、「何かしてあげる」

「かわいそうだから助けてあげる」という考え方を

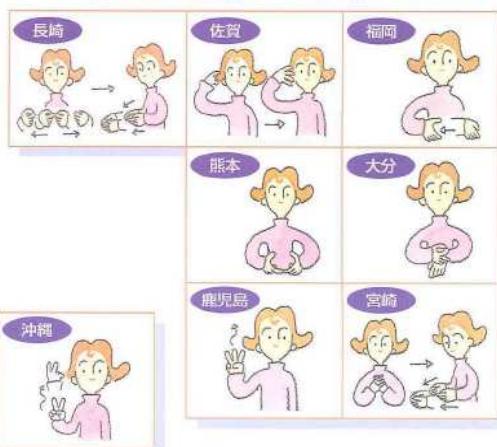
されると、障害者はうれしくないです。

障害のある人に対するお手伝いは人間として当然の行いです。

特に意識することなく、

ごく自然な気持ちでお手伝いしたいものです。

#### 知っていますか? 九州各県の手話による県名の表し方



### [障害者8] 心のバリアフリーを目指して

#### 心のバリアフリーを目指して

日常生活を送るうえでの障壁(バリア)になるものを取り除き、誰もが快適に過ごせる状態をバリアフリーといいます。

今すぐに物理的なバリアを完全になしすことは困難ですが、周囲の人が障害などを理解し手助けすることで、バリアを取り除くことができます。

これが、「心のバリアフリー」です。  
私たちの心の中に、差別や無理解、無関心があると、バリアを取り除くことは困難です。



まずは、障害・肌の色・性別などの違いを理解して受け入れましょう。そのうえで、適切な配慮や自然な声掛けなどを実践すれば、きっとみんなが過ごしやすい社会をつくることができます。

# パネル図柄【障害者】

## [障害者9] 障害者差別解消法①

### 障害者差別解消法①

障害者差別解消法は、平成28年4月に施行されました。

この法律では、障害者に対する「不当な差別の取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めてています。また、令和3年5月の法改正により、民間事業者に対しては努力義務とされていた「合理的配慮の提供」についても、令和6年4月から義務化されることとなりました。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、障害のある人も共に暮らせる社会を目指しています。



**対象となる「障害者」は？**

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害のある人も含む)、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。(障害児も含まれます。)

## [障害者10] 障害者差別解消法②

### 障害者差別解消法②

◆不當な差別の取扱いとは…

障害のある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつれない条件をつけることは、不當な差別です。

(具体例)

- ・受付窓口で、障害があることを理由に対応を拒否された。
- ・スポーツクラブへの入会を、障害があることを理由に断られた。
- ・アパートの契約をするとき、障害があることを伝えると貸してもらえなかつた。
- ・飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。

◆合理的配慮とは…

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)が求められるものです。

(具体例)

- ・聴覚障害のある人に筆談など音声以外の方法で伝えたり、視覚障害のある人に書類を読み上げながら説明する。
- ・交通機関などで、乗車の手助けをする。
- ・自筆が困難な障害者からの要望があったとき、本人の意思を十分に確認したうえで、代筆する。



合理的配慮の事例が  
内閣府のホームページにあります。

[合理的配慮サーチ](#) 

## [障害者11] 佐賀県 みんなで支えるけん！



障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例

障害を理由とする差別の解消を進める条例で、県や事業者はもちろん、県民や地域コミュニティがそれぞれの立場でできる配慮や支援を行うこと、障害者の方が不便さや困難さを遠慮なく周りに伝えることで、ともに暮らしやすい地域づくりを目指します。

なお、令和5年10月に法改正を踏まえた改正を行いました。

ヘルプマークを知っていますか？

援助や配慮が必要な方のためのマークです。

このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

(交付場所)県障害福祉課、各保健福祉事務所、市町の担当窓口など  
JR各駅(佐賀駅、武雄温泉駅、嬉野温泉駅、新鳥栖駅、鳥栖駅、唐津駅、肥前鹿島駅)

お問い合わせ

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課  
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
TEL:0952-25-7401 FAX:0952-25-7302  
メール:shougaifukushi@pref.saga.lg.jp

出前講座

「障害者差別解消法」や「2つの医療制度を知って頂くため、みんなのまちへ出かけて無料講座を開催します。お気軽にお問い合わせください。」

## [障害者12] 職場の人権 基本の「き」障害のある人

日本では、全ての方が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して障がい者施策が進められています。

しかし、実際には、障がいのある人に対する理解や配慮はまだ十分ではありません。そのため、障がいのある人の自己対応参加が求められています。

障がいの名前におかげで、誰でも恵みたい感覚に陥り、楽しませたい行事に従事するチャンスがあり、社会貢献することにつながります。そんな社会が求められます。

そのためには、「障害者差別解消法」で定められた行政及び企業等における「合理的配慮」を意識し、障がいのある人が安心して社会生活を送れるように、ハード面の整備とともにソフト面のサービスを充実させる必要があります。そして、北九州市は「障害者差別解消法」で定められている雇用率を達成することにも、職場における障がい者の配慮や支援を行うことも重要です。

その基本は、基礎的障害知識を徹底して、「できることは自分で、できないことは頼り合って」の精神です。まずは、どのような支援が必要としているのか適切に聞いてみましょう。それ上で、障がいのある人が十分に能力を発揮できるよう、手助けが必要とする配慮や支援を行なうことです。障がいの方は頼り難いし、必要な時には、助けてもらいたい。そんな障壁を越えて、そんな輪を広げていってください。

お客さまが障がいのある人だったら？

全てのお客さまにとって、「使いやす」「分かりやすく」「安全」な設備を設置することばかり。新しいお車を手作り骨格の不自由なお客さまが車椅子で通ごせるよう、一人一人の留意点が、心のアフリでサービス向上に貢献することが重要です。

■ 障害者差別解消法「障害者の権利に関する法律」(1990年6月3日施行)  
障害者をもつ家庭や障害者の権利を保護することにより、職場と生活の安全を保証することを目的とする法律です。2016年(平成28年)5月施行の改正障害者雇用促進法では、障がい者と健常者の間にかけられた障害者の雇用制限が緩和されるとともに、障がい者の雇用率の目標により、法定雇用率中の法定基準額が引き下げられることを示しています。

■ 障害者差別解消法「障害者の権利に関する法律」(2016年5月施行)  
障がいの有無によって分け隔てられることがなく、お互いに人権に發せんを尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を想定した施設設備を整備してきました。

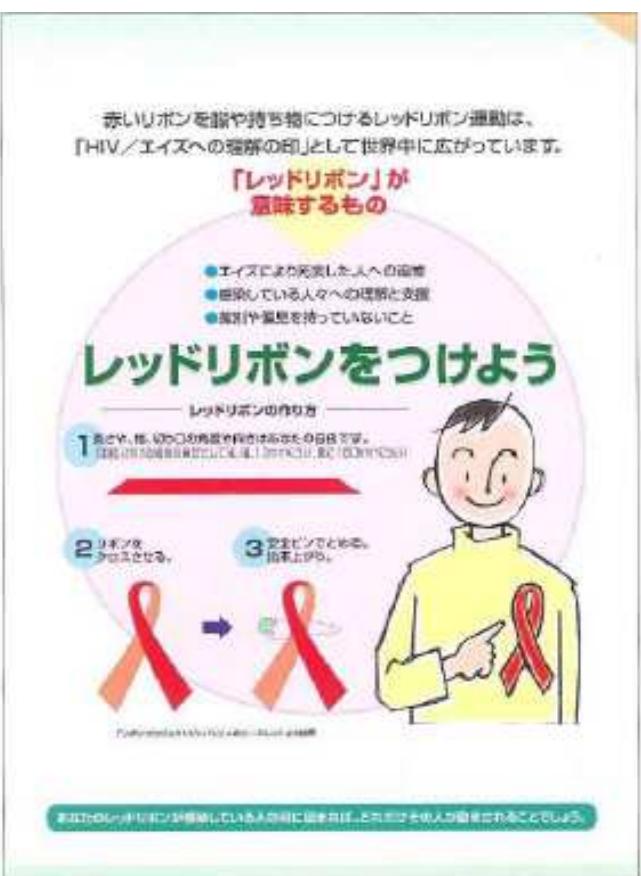
■ ユニバーサルデザイン実践指針「ユニバーサルデザインの実践に向けた指針実践指針」(2016年6月施行)  
障がいのある、高齢者の方など、日常生活活動の自由度が確保されることは必要性に満ち、ユニバーサルデザインの実践に向けた指針を明白かつ具体的に掲載することを目的にしています。

## パネル図柄【患者等】

[患者等1] 「知ること」が大切



[患者等3] レッドリボンをつけよう



[患者等2] エイズとともに生きる時代



[患者等4] ハンセン病を正しく理解するには



## パネル図柄【患者等】

[患者等5] ハンセン病は感染力の弱い、治る病気です

### ハンセン病は感染力の弱い、 治る病気です。

●ハンセン病は、遺伝病ではありません。ハンセン病菌中に全くから存在し、1873年にノルウェーのハンセン博士が「らい病」を発見するまでは「痨病」などと誤った認識がありました。

●「らい病」は皮膚や末梢神経を侵すため、皮膚症状や肢覚障害などの症状が出ます。早期に適切な治療を行わないと、感覚がなくなったり、整形の後遺症が強くなる場合があります。

●「らい病」は感染力が強く、感染者であっても発病することは稀です。現在では外来治療において、化学療法を中心とした治療を行い、確実に治癒する例がとなりました。

県では、ハンセン病に関して、入所されている方、在宅の方、そのご家族などの相談に応じています。

相談窓口

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課 TEL0952-25-7074



[患者等6] ハンセン病について正しく理解し、患者・元患者のみなさんに対する偏見や差別をなくしましょう

### ハンセン病について正しく理解し、 患者・元患者のみなさんに対する 偏見や差別をなくしましょう。



平成8年に「らい予防法」が廃止されるまでの長い間、患者・元患者のみなさんは国の隔離政策がとられてきました。

この隔離政策によって、多くの人々がハンセン病は強い伝染病であるという過度の恐怖心を抱くようになり、偏見が助長され、患者・元患者のみなさんは、さまざまな差別的な扱いを受けてこられました。

しかし、平成13年5月11日、熊本地方裁判所は「らい予防法」の隔離規定は違法とも、昭和35年には治療法の進歩により、その根拠を全く欠く状況に至っており、違憲性は明白になっていたとして、国の責任を指摘しました。

令和3年5月現在、全国には14ヶ所のハンセン病療養所があり、約1000人の方々が入所されています。

なお、佐賀県出身者の方々は、令和3年5月末現在、2ヶ所の療養所で、生活をされています。

今後、患者・元患者のみなさんが明るく、幸せに生活できるように、差別と偏見がない社会をつくることが大切です。ハンセン病についての正しい知識を持ち、それを周囲に伝え、間違った知識や誤解から生じている差別や偏見を社会からなくしましょう。

[患者等7] 難病を正しく理解しよう！

### 難病を正しく理解しよう！



●現代医学の進歩は、多くの病気の原因を説明するとともに、その治疗方法を確立して人類の健康の進歩に大きく貢献していますが、今日なお原因が究明されず、治療法はも確立されていない病気が多く、その種類も患者数も相当な数に達しています。

●さらにこれらの病気は、原因が不明で治療法が確立されていないと言うだけではありません。

患者本人だけでなく家族にも介護等により肉体的・精神的な負担を強い、さらに通院費など経済的負担がかかるため、家庭ぐるみの隔離に直面します。

また、長い間病をのりこえ症状が緩慢しても、社会の偏見と誤理解により医療は難しく、転院、再就職も困難な状況です。

このように難病とは、まさに本人や家族の力だけでは解決することが困難な、病気と一緒に伴う状況のことです。

●難病が原因不明ということで偏見をもたらす、隔離を深めて難病患者とその家族がよりよい生活を送せるような社会づくりを目指しましょう。

難病に関するお問い合わせは

佐賀県健康福祉政策課 TEL 0952-25-7074

佐賀県難病相談センター TEL 0952-97-9632

(運営：認定NPO法人佐賀県難病支援ネットワーク)

# パネル図柄【性的指向・性自認】

[性的指向・性自認1] 世の中には男と女しかいない？

## 世の中には 男と女しかいない？



これまでの社会では、「性」について、固定的に考えられてきて、「世の中には『男性』と『女性』しかいない」。そして、「男性」は『男性らしい』行動をし、女性を好きになる。『女性』は『女性らしい』行動をし、男性を好きになる。と考えられてきました。

しかし、人間を単純に二つのパターンに分けてしまう考え方には、このパターンに当てはまらない人々を苦しめる原因となっています。

私たちは、そうした人たちを性的少数者として差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重することが大切です。

### 性的指向

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということです。  
異性を好きになる人もいれば、同性を好きになる人もいます。また、好きな相手の性別を問わない人もいれば、男性、女性どちらに対しても恋愛感情を抱かないという人もいます。

### 性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを持っているかということです。「心の性」と言われることもあります。

多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致しています。

しかし、「心の性」と「身体の性」が一致せず、自身の体への違和感を持つ人たちもいます。

[性的指向・性自認3] ありのままの自分で

## ありのままの自分で

自分の身近な人が、性的少数者かもしれないと考えたことはありますか？

調査対象や調査方法によって、その数値は異なりますが、人口の3~5%が性的少数者と推定する研究が多く発表されています。これは、学校で考えるクラスに1~2人いてもおかしくないということです。

しかし、それほど多いように実感されないのは、なぜでしょう。

例えば、同性愛者のことを「おかま」「オネエ」「ホモ」「レズ」といった言葉で差別をしたり、からかうたりする風潮があります。そのため、本当のことを言えぱいめられるのではないか、これまで築いてきた人間関係が崩壊するのではないかと不安に思い、性的少数者がありのままの自分を隠している、または隠さざるを得ない状況にあるからだと考えられます。



目に触れやすい場所に性的少数者に関する書籍を置く、ポスターを掲示するなど、性的少数者が、ありのままの自分でいられるようになるために、学校や社会ができることがあります。

また、日常使っているささいな言葉が当事者を傷つけることのないように、ちょっとした言葉遣いに気をつけましょう。

### 同性婚に対する取り組み

現在、日本では同性同士の結婚は法的には認められていませんが、オランダ、スペイン、カナダなど、多くの国で同性同士の結婚が認められています。しかし、国内でも東京都渋谷区をはじめ、いくつかの都市でパートナーシップ証明・宣言制度が開始されており、社会において少しずつではありますが、理解や共生の意識が広がっています。

[性的指向・性自認2] 多様な性について考える

## 多用な性について考える

これまで、「性」については、「からだの性」と「こころの性」は一致していて、男性は女性に、女性は男性に向かって持つのが正常であり、そこから外れるものは異常だと考えられてきました。

しかし、実際には同性を好きな人や「からだの性」と「こころの性」に違和感を感じている人、性別にこだわらない人などいます。

これらの多様な性を生きる人は、「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)」と呼ばれています。

### からだの性

生まれながらの、生物学的な性別。

### こころの性

自分自身が認識している性別(性自認)。

### 好きになる性 (恋愛対象)

恋愛感情や性的な関心が向く性。

性的少数者に関して、いわゆる「LGBT」などと呼ばれることがあります、それらは、一般的に次のことを指しています。

### L esbian(レズビアン:女性の同性愛者)



### G ay(ゲイ:男性の同性愛者)

### B isexual(バイセクシュアル:両性愛者)

### T ransgender(トランスジェンダー:性同一性障害)

また、こうした枠に当てはまらない人々もいます。このように、性は、私たちが思っている以上に多様で豊かなものです。



[性的指向・性自認4] SOGI(ソジまたはソギ)とは

## SOGI(ソジまたはソギ)とは

### SO (Sexual Orientation)



### = 性的指向 (どんな性別の人に好きになるか)

異性愛(ヘテロセクシュアリティ) 同性愛(ホモセクシュアリティ)  
両性愛(バイセクシュアリティ) 全性愛(パンセクシュアリティ)  
無性愛(アセクシュアリティ) 非性愛(ノンセクシュアリティ) など

### GI (Gender Identity)



### = 性自認 (自分はどんな性だと認識しているか)

シングル(自分の体と心が一致)  
トランスジェンダー(自分の体と心が不一致)  
Xジェンダー(中性、無性など) など

SOGIは、LGBTも含めたすべての人の性的指向と性自認を表す総称のことです。

## アウティングってなに？

本人の性的指向や性自認を、本人の同意なく第三者に暴露することです。  
アウティングはプライバシーの侵害であり重大な人権侵害です。

## SOGIハラってなに？

性的指向や性自認について差別的な言動や嘲笑、  
差別的な呼称、いじめ・蔑視・暴力、望まない性別での生活の強要、不当な異動や解雇、不当な入学拒否や転校強制、  
アウティングなどで社会生活上の不利益を被ること。

正しい知識を持って、誰もが「自分らしく」生きられる社会へ

# パネル図柄【性的指向・性自認】

〔性的指向・性自認5〕 職場の人権 基本「き」性の多様性

〔性的指向・性自認6〕 佐賀県パートナーシップ宣誓制度

性的指向とは、恋愛・性愛がどの対象に向かうのか。  
性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか。  
ということを示す言葉です。

LGBTという言葉をよく聞くようになりました。Lは女性同性愛(レズビアン, Lesbian), Gは男性同性愛(ゲイ, Gay)、Bは両性愛(バイセクシュアル, Bisexual)、そしてTは身体以外の性別(トランスジェンダー, Transgender)の頭文字の読み合いであります。

性別愛好傾向(性向)は「正常な性愛的傾向ではない」という観點から、差別を受けることがあります。また、性自認が性生物学的性と一致しない人が結婚の前に差別されることもあります。

性的マイノリティアートは迷ひのせんが、近年、様々な調査が行われており、日本では約20人に1人くらいの割合でLGBTの人があるのではないかといわれています。

しかし、多くの人は、LGBTであることを周囲の人には打ち明けていません。その昔は、打ち明けた人の多くが、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けた」「就職・転職で不利益を蒙った」「恋愛の苦難を経験した」など、様々な脅威や迷惑に直面してきました。

まづは、LGBTの人が、あなたの問題、あなたの家族、友人など、身近なところに暮らしている可能性があることを認識しましょう。

他の性別が間違わぬ、それぞれの生き方が尊重される環境をみんなで作っていきましょう。そんな構図は、誰もが働きやすい職場であるはずです。

※2017年3月20日(木)に「男女共同参画の実現月『やさハラ祭』」が決まりました。県内各市町村にて開催されました。

■性同一性障害辨別法「性同一性障害者の性別の取扱いの基準に関する法律」  
(2004年4月16日施行)  
性同一性障害の人のうち一定の条件を満たす人に於て、性別表示について認められますが、本法律では性別表示の辨別の基準がなされると、戸籍上の「性」辨別の「性別」に合致するものに変更することができます。2009年3月20日には同法第一号が制定され、性別変更辨別の要件が整えられました。

## 佐賀県パートナーシップ宣誓制度

「パートナーシップ宣誓制度」

パートナーシップ宣誓制度とは、同性のカップルなど性的マイノリティの方々が、お互いをかけえないパートナーであることを約束するパートナーシップ宣誓を行い、佐賀県がお二人の関係性を証明する「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

「性的マイノリティとは」

「性的指向(自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向)が異性のみでない者又は性自認(自己の性別についての認識)が出生時に届けられた性と異なる者」であるものをいう。

パートナーシップ宣誓をことができる方

一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系配偶でないこと。

県民一人ひとりがお互いの特性や個性を尊重し認め合う  
さがらしい、やさしさのカタチ  
「さがすたいら」の取組のひとつです!

問合せ先 佐賀県 県民環境部 パートナーシップ宣誓制度応援チーム  
(人権・同和対策課) ☎0952-25-7063

宣誓手続きの詳細やQ&Aについては、県HP掲載の  
「佐賀県パートナーシップ宣誓の手引き」をご覧ください。

〔性的指向・性自認7〕 アライ

## アライ

アライとは

もともと、英語の「ally」は、「仲間」や「同盟」を表す単語です。それが転じて性的マイノリティの当事者たちに共感し、寄り添いたいと思う人を指すようになりました。性的マイノリティ当事者たちの不安や悩みに寄り添えるのがアライ。

アライは、性的マイノリティだけでなく困りごとや問題を抱えている人がいるとき、自分の問題としてともに考え、行動する人です。

アライを増やそう

差別や偏見をなくし、性的マイノリティの当事者も安心して暮らせる社会の実現を!  
あなたもできることを考え、行動してみませんか?

さあ、できることから、初めてみて

小さなことでも、できることから実行

■言葉は、大切! 性別を特定しない言葉を使う。

例えば: 彼女・彼氏・旦那さん・奥さん ⇒ 恋人・パートナー・配偶者  
お父さん・お母さん ⇒ 保護者の方  
娘さん・息子さん ⇒ お子さん

■広げる: レインボーマークをそばに置く。  
レインボーマークのピンバッジを身につける。

学校でできること、職場でできること。考えてみませんか?  
誰もが自分らしく生きやすい未来のために

## パネル図柄【インターネット】

[ネット1] インターネットなら、他人に知られなければなにをしていいと思っていませんか？

インターネットなら、  
他人に知られなければ  
何をしていいと  
思っていませんか？

インターネットは、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板を利用した不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信があります。どの場合でも、発信者に匿名性があり、容易に情報発信ができることがありますから、例えば、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や団体にとって有害な情報の掲載が数多く見られ、重大な人権侵害を引き起こしています。

インターネットは、情報収集・発信とともにとても便利な道具ですが、いろいろな考え方を持つ不特定多数の人が見ることができますから、何気なく書き込んだ一言が、多くの人の心を傷つけたり、個人のプライバシーを侵害することもあります。

インターネットの利用にあたっては、利用する私たちが、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解し、相手の気持ちを考えながら、節度ある利用をすることが大切です。



[ネット3] インターネットの利用法

正しいルールと知識を身に付け、人権意識をもって、インターネットを利用しましょう！

### チェック

インターネットを使うとき、こんなことしていませんか？

- 駄口や差別的な内容の書き込みはしていませんか？
- うそやうわざを書き込んでいませんか？
- 暴力的な言葉を書き込んでいませんか？
- 安易に自分の写真や情報を載せていませんか？
- 知り合いの住所やメールアドレスを無断で書き込んでいませんか？
- 心当たりのないメールに返信していませんか？
- チェーンメールを転送していませんか？
- 出会い系サイトにアクセスしていませんか？
- ID、パスワードの管理をいかげんにしていませんか？
- よく確認しないまま、添付ファイルを開いたりしていませんか？

### チェック

携帯電話・スマートフォンの外出先での使用上のマナーも忘れないで!!

思わぬ事故を  
起こさない  
ためにも

- 歩きながら利用していませんか？
- 道や駅など公共の場所で使用する時は、混雑していない安全な場所を探し、必ず立ち止まって使っていませんか？
- 病院や優先シート付近で、使っていませんか？
- 自転車に乗りながら利用していませんか？
- イヤホンを使用する時は、周りに気をつけていますか？
- 隅段や段差のある場所で、使っていませんか？
- 公共の施設では、使用する際の注意事項に従っていますか？

[ネット2] ネチケットを守りましょう

ネチケットを  
守りましょう

インターネットのネットワーク上のエチケットを踏んで「ネチケット」と呼んでいます。顔が見えない、声が聞こえないインターネットですが、実際にひとつの社会です。それは、必ずパソコンなどの前には人がいるからです。いくら文字だけのやりとりとはいえ、人が参加している以上はひとつの社会です。だから、ひどいことを書き込めば、もちろん相手の人は傷つきますし、怒ったり、悲しんだりします。そのため、次のようなことを守って、みんなが楽しくインターネットできるように心がけましょう。

■インターネットがひとつの社会であることを認識し、その一員として自覚と責任を持ちましょう。

■インターネットを利用して情報の収集・発信を行う際には、それによって生じるリスクや責任を負うこと留意しましょう。

■常に相手の立場や状況に配慮して、相手を傷つけるようなことがないようにしましょう。



[ネット4] インターネット上で自分自身を守るために

インターネット上で、  
自分自身を守るために

ワンクリック請求など  
不当な請求には、  
絶対に料金を  
払わない!!

見覚えのないメールの  
添付ファイルは  
開かない!

心当たりのない  
メールへの  
返信は  
しない!

“モデル”や“プレゼント”などの  
説文句に、むやみに  
のらない!

怪しい  
サイトで  
買い物は  
しない!  
●直輸入

ネットで知り合った  
人に、  
安易に  
会わない!

安易に  
自分の写真や  
個人情報を  
載せない!

気軽に実名で  
登録しない!

おかしなと  
思ったら、  
すぐに  
保護者や  
先生に相談!

ID、  
パスワードを  
ネット上に  
書かない!

出典：法務省人権擁護局・(公財)人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

## パネル図柄【インターネット】

[ネット5] インターネット上で相手を傷つけないために



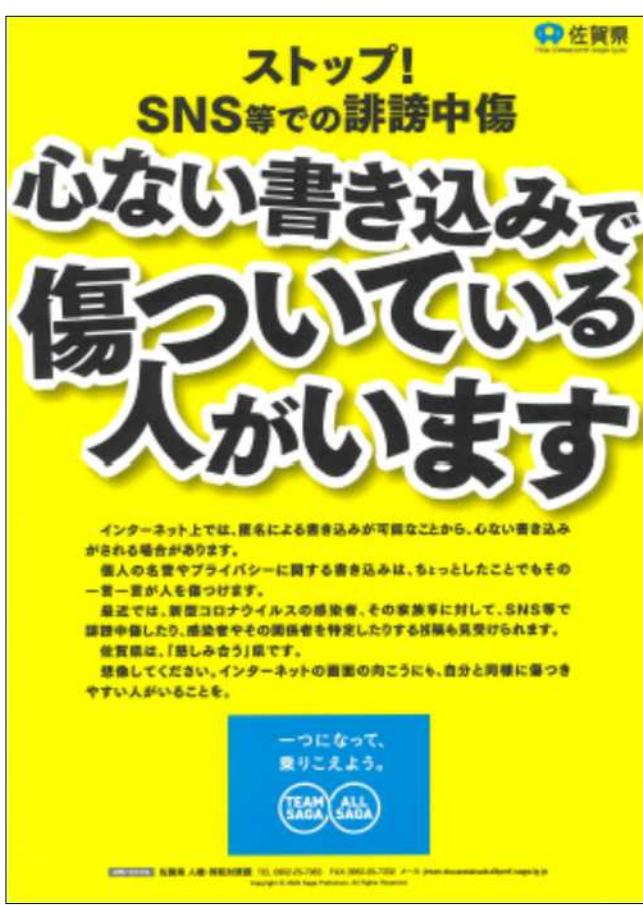
[ネット6] 困った時には、一人で悩まず、相談しよう①



[ネット7] 困った時には、一人で悩まず、相談しよう②



[ネット8] ストップ！SNS等での誹謗中傷



## パネル図柄【インターネット】

### [ネット9] 職場の人権 基本の「き」インターネットを悪用した人権侵害

インターネットは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

インターネットは、匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、ネット上に他人を誹謗中傷する誹謗や差別を実現する表現、特定の個人や集团にとって有益な情報が漏洩されるなど、人権に關わる問題が注目開始している。

インターネットにアップした情報は一概にして大勢の人に伝わり、一度公開された情報は完全に消すことは、実際不可能です。さらに、実態的な対立で行った行為が予想しない大きな障壁に陥るかもしれません。

また、最近は、企業が導入する個人情報等がインターネット上に大量に漏出したという事件も発生していますので、インターネットによる情報の適切な管理も求められています。

最近の日本インターネットユーザーの普及率は高い。それを照査したインターネット上での人権を触れた発言や行動が随多く見られます。さらにそうした行為は、当事者個人だけの問題ではなく、その個人が属する企業などにも影響があり、企業の「以上」に発展することも少なくありません。

このことから、企業は、組織として速やかにインターネット上の情報を管理するこだわりから、従業員のインターネット上の発言や意見方法も個人任せにせず、企業のリスクマネジメントの一環として捉え、対策を講じる必要があるのです。

一方、従業員は、インターネットによる人権侵害を犯さないよう自覚することも重要です。インターネット上に、自分の手元のデバイスにて撮影した写真をアップするなど、私密写真等、プライバシーの侵害になりかねないことはやめましょう。また、特別な意見や眞言に対して批判・攻撃が裁判する「以上」と呼ばれる状況について、生活や仕事に支障をきたす場合もあります。なむ、ネット使用規約では、過保護主義の場合は大きめの罰則が付っています。

■ プロバイダ規制法「特官監視監査委員会の権限と審査の制限及び対応者登録の実施に関する法律」(2002年6月14日施行)  
規制法、SFCの権限によりて、運用の運営やいた場合について、プロバイダ、サーバーの運営運営者等の利用者登録の確認である届け出を強制化をさせても、プロバイダに対する対応が強制的開示を要求する事務を定めています。

■ リバインボルノ規制法「私暴性的な虐待記録の提供等による被害の防止に関する法律」(2014年6月29日施行)  
リバインボルノ規制法は本規制の制定・実施の結果、個人の育成及び私生活の平穏の保護による具体的な実現又はその最大効果とすることを目的としています。

### [ネット11] インターネットでの人権侵害

#### インターネットでの人権侵害

あなたの隣でも  
こんなことありませんか?  
～インターネットでの人権侵害～

**個人情報の無断掲示に…**

会社の歓迎会の幹事になつたAさんとBさん。Aさんは、出欠確認をするのが面倒になり、Bさんに無断で、ホームページ上に「出席確認はBさんに電話かメールで行ってください」との記載とともに、Bさんの電話番号とアドレスを掲載しました。

**他人への中傷や侮辱に…**

Cさんは四回会社に勤務するロサンと仲が良くなれません、そのため「ロサンはギャンブル好きで、歩幅の指標がある」という書き込みを行いました。

**無責任なうわさに…**

Eさんは、学生時代の友人であるFさんが男の人とまとも歩いているのを目撃しました。その後、おしゃる半分で「Fさんは今年結婚する」という内容の書き込みをしました。

**差別的な書き込みに…**

Gさんは自分のブログに、特定の人を差別するものではないけれど、国語や書類などを理由に差別をおくるような内容の書き込みをしました。

### [ネット10] インターネットと人権

#### 人権は あなたの隣にある問題です インターネットと人権

理想の社会は、  
私たちがつくるもの

国際化や情報化が進んだ現代は、とても暮らしやすい世の中に  
なりました。いくつの時代を経て技術は進歩し、伝紙や文化が  
生まれていったことはとても素晴らしいこと。しかし、現代へ持込  
んではいけなかったものがあります。それが「差別や偏見」。肌や  
目の色、容姿、態度、言動など自分と違うものを受け入れないとい  
う差別によって、苦しんでいる人がいることを忘れてはいけません。  
社会の素晴らしいところは残し、なくすべきものはなくすという  
明確な意思を持って、皆で理想的な社会をつくっていきましょう。

### [ネット12] 画面の向こうは人とつながっています

#### インターネットと人権

パソコン・携帯電話の  
画面の向こうは人とつながっています

インターネットは、さまざまな情報を瞬時に収集・発信できる便利な手段。コミュニケーション機能が広がる一方で、インターネットを悪用した行為が増えています。見通しや情報共有で  
きたり、手元には情報を持って、うそや誇張的捏ね書きを広め、  
また本人権侵害を行う人もいます。専門知識が豊富になり、健  
康な気持ちでいてもらおうと思っていてもいけません。動作に大きな影響を及ぼすことがあります。インターネット  
と人権について考えてみましょう。

**個人情報の無断掲示**

インターネット上に個人情報を掲示する行為。個人情報を掲示する行為は、個人情報を保護する法律で規制されています。個人情報を掲示する行為は、個人情報を保護する法律で規制されています。

**他人への中傷や侮辱**

インターネット上に個人情報を掲示する行為。個人情報を掲示する行為は、個人情報を保護する法律で規制されています。個人情報を掲示する行為は、個人情報を保護する法律で規制されています。

**無責任なうわさ**

インターネット上に個人情報を掲示する行為。個人情報を掲示する行為は、個人情報を保護する法律で規制されています。個人情報を掲示する行為は、個人情報を保護する法律で規制されています。

**差別的な書き込み**

インターネット上に個人情報を掲示する行為。個人情報を掲示する行為は、個人情報を保護する法律で規制されています。個人情報を掲示する行為は、個人情報を保護する法律で規制されています。

インターネットは  
実際には暮らす社会と同じです。

あなたインターネットでのモラル

- 自分の意見に耳を貸す
- 他人の意見を尊重する
- 自己をうらやましく思わない
- 自己をうらやましく思わない

## パネル図柄【外国人】

### [外国人1] 人権に国境はありません

# 人権に国境はありません



近年、日本に入国する外国人は長期的に増える傾向にあります。こうした中、言葉や宗教、文化、習慣等の違いから、いまだに外国人に対する差別や偏見が見られるなど外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

日本人も外国人も共に豊かな生活を送るために、私たちは、お互いの文化的な違いを理解し、尊重しあうことが大切です。



### [外国人2] ヘイトスピーチは許さない

# ヘイトスピーチは許さない



特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、一方的に日本社会から追い出そうじたり、危害を加えようとしたりする内容の言動を一般的にヘイトスピーチといいます。

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないことです。

2016(平成28)年6月、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するために、「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が制定されました。

### [外国人3] 職場の人権 基本の「き」外国人

仕事、留学、国際結婚など

様々な理由で暮らす外国人が増えています。

また、企業の海外進出により、国境を越えた商取引も頻繁に行われるようになりました。

今後、仕事をする上で、様々な国籍の人と接する機会が増えることでしょう。しかし、言葉や文化、生活習慣等の違いから、職場や学校、地域社会などの日常生活の場で様々なトラブルが生じ、外国人に対する偏見・差別意識が人権侵害につながることがあります。例えば、アパートやマンションで外国人を人居させないとという差別的取扱いがなされたり、外国人について根拠のないうわさが流まったり、といったことが起きています。また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の方針を公然と行う「ヘイトスピーチ」が問題となり、2016(平成28)年6月には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

外国人に対する出込みやコミュニケーションの不足は、誤解やトラブルのもとになります。自分たちとは異なる言葉、文化、生活習慣、宗教などに触れたとき、「違う」からといって一方的に否定したり、説教したりせずに、「違う」を認めて、理解し、尊重しようとする姿勢が大切です。

実際ににおける事業展開を積極的に進めている企業の中には、様々な国籍の従業員が活躍している企業もあります。外国人と共にすることは、多様な考え方や価値観に触れるチャンスです。お互いの文化や多様性を認め合い、誰もが心地よく働くことのできる職場作りをすることが求められています。



#### ■ 人権差別解消法「あらゆる形態の人権侵害の危険に関する国際条約」

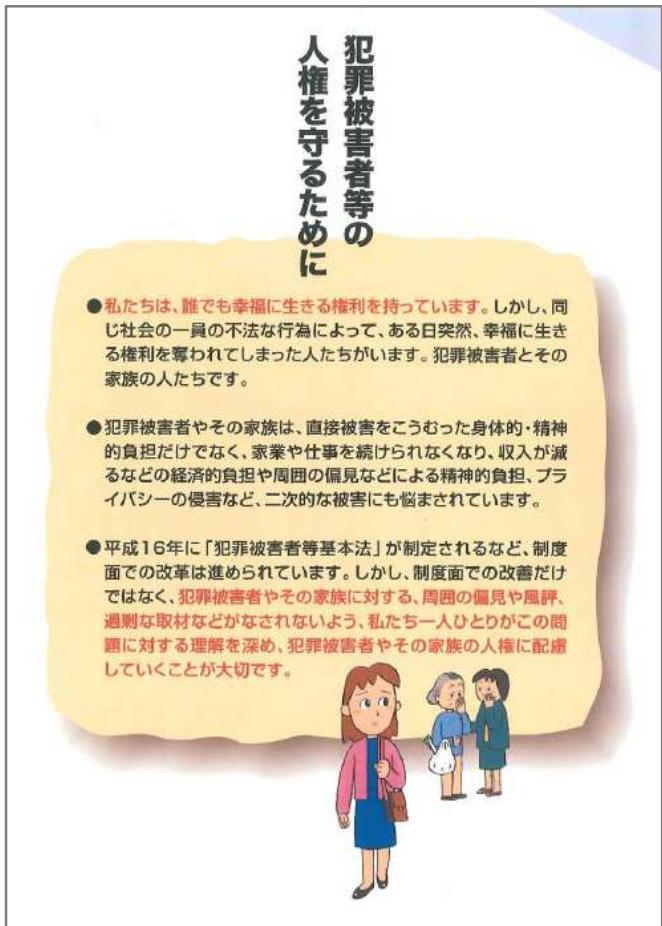
1965(昭和40)年に国連で採択された。1993(平成4)年に批准。日本は1995(平成7)年に批准しました。政治的、経済的、宗教的、文化的、文化的その他の全ての生活分野において、人種、皮膚の色、出身地、民族的出身に基づくあらゆる差別を廃止するとしています。

#### ■ ヘイトスピーチ解消法「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(2016(平成28)年6月施行)

ヘイトスピーチを定義し、国民にはヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めています。

## パネル図柄【犯罪被害者等】

### [犯罪1] 犯罪被害者の人権を守るために



# パネル図柄【北朝鮮】

## [北朝鮮1] 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

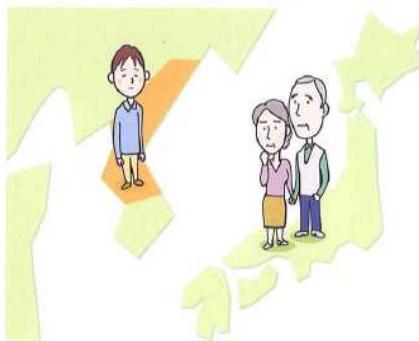
### 12月10日から16日までは 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行されました。

この法律で、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

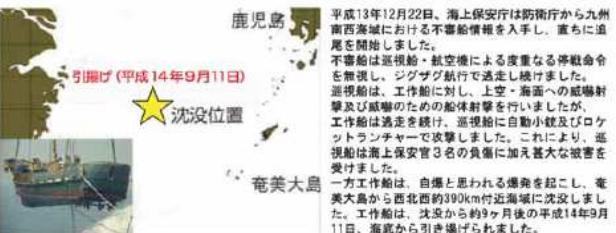
我が国の緊急の国際的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対応が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての关心と認識を深めていくことが大切です。

#### 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての 关心と理解を深めよう



## [北朝鮮2] 工作船事件の概要

### 工作船事件の概要



## [北朝鮮3] 工作船の主な特徴

### 工作船の主な特徴

船名:長漁3705  
全長:29.66メートル  
型幅:4.66メートル  
型深:2.30メートル  
総トン数:44トン  
出力:約4400馬力  
(一般的な漁船の約10倍)  
速力:約33ノット(51km/h)  
航続距離:1200海里(約2,200km)(速力33ノット時)  
3000海里(約5,500km)(速力7ノット時)

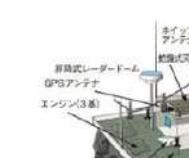


8.2cm無反動砲  
(魚網巻き揚げ機を偽装)

ロケットランチャー  
引金部側面に丸に星マーク及び  
ハングル文字



高速航行に適したV字型の  
船型特殊な用途、任務の  
ために建造されたもの



菲筒式レーダードーム  
GPSアンテナ  
エンジン(3基)  
スクリュー(3基)  
スクリュー用  
カーテー(海上式)  
相鉄リチウム電池用  
ジャッキ(5基)



工作船船尾にある小型舟艇



スクリュー(3基)  
スクリュー用  
カーテー(海上式)  
相鉄リチウム電池用  
ジャッキ(5基)

水中スクリュー  
水中スクリュー

水中スクーター  
水中スクーター

【船体特徴】長さ:約11m 幅:2.5m

## [北朝鮮4] 政府認定17名に係る事案概要①

### 政府認定17名に係る事案概要

#### 1977(昭和52)年9月19日 宇出津(うしつ)事件



久米 榮さん  
被疑者



キム・セホ

#### ●被疑者: 久米 榮さん (52・石川県)

●石川県宇出津海岸付近にて失踪。

●北朝鮮は、久米さんの入港を完全否認している。

●被疑者: 久米栄(あらわい)と北朝鮮工作員、金世錦(キム・セホ)について、2003年1月に逮捕状の発付を受けて国際手配を行なうとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。2006年2月の日朝包括的協議では、北朝鮮は、金世錦について、「かかる人物は承知していない」としつつ、我が方から被疑者: 金世錦の関連情報提供を前提に、両人特定のための調査を行う旨回答している。

#### 1977(昭和52)年10月21日 女性拉致容疑事案



松本 京子さん

#### ●被疑者: 松本 京子さん (29・鳥取県)

●自宅近くの駒み物教室に向かったまま失踪。

●2002年10月にクアランブルで行われた日朝国交正常化文書第12回会談及び2004年に計3回行われた日朝美鷹号協議において我が方から北朝鮮側に情報提供を求めたが、第3回協議において、北朝鮮側より、北朝鮮に入須したことには確認できなかった旨回答があった。

●2006年11月に松本京子さんが拉致認定されて以降、政府は、北朝鮮側に射し、即時帰還及び事案に関する真相究明を求めてきているが、これまでに回答はない。

#### 1977(昭和52)年11月15日 少女拉致容疑事案



横田 めぐみさん

#### ●被疑者: 横田 めぐみさん (13・新潟県)

●新潟市において下校途中に失踪。

●2004年11月に開催された第3回実務者協議において、北朝鮮はめぐみさんが1994年4月に死亡したとし、めぐみさんの元夫からめぐみさんの「遺骨」とされるものが手交されたが、骨の一部からは、めぐみさんのものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。

●2006年4月には、日本政府の実施したDNA検査により、横田めぐみさんの夫が1978年に韓国より拉致された当時高校生の韓国人拉致被害者金英男(キム・ヨンナム)氏である可能性が高いことが判明した。

# パネル図柄【北朝鮮】

## [北朝鮮5] 政府認定17名に係る事案概要②

**政府認定17名に係る事案概要**

**1978(昭和53)年6月頃 元飲食店店員拉致容疑事案**

田中 実さん

●被害者：田中 実さん (28・兵庫県)  
●歐州にて国外に出た後失踪。  
●2002年10月にクアラルンプールで行われた日朝国交正常化交渉において我が方から北朝鮮側に情報提供を求めたが、第3回実務者協議において、北朝鮮側より、北朝鮮に入境したことは確認できなかったと回答があつた。  
●2005年4月に田中実さんが拉致認定されて以降、政府は、北朝鮮側に對し、即時説明及び事案に関する真相究明を求めてきているが、これまでに回答はない。

**1978(昭和53)年6月頃 李恩恵(リ・ウネ) 拉致容疑事案**

田口 八重子さん

●被害者：田口 八重子さん (22・不詳)  
●1987年11月の大韓航空機爆破事件で有罪判決を受けた北朝鮮の挑撃犯金賢姫(キム・ヒヨンヒ)は、「李恩恵(リ・ウネ)」という女性から日本人の振る舞いの方を学んだと主張している。この李恩恵は行方不明となった田口さんと同一人物と考えられる。  
●北朝鮮側は、田口さんは1984年に原教説さんと結婚し、1985年の原さんの病死後すぐには自動車事故で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。  
●2009年3月、金賢姫氏と飯塚さんとの面会において、金氏より田口さんの安否に係る重要な参考情報(注)が新たに得られたことから、現在、同情報についての確認作業を進めている。  
(注) 金氏の発言：「187年1月にカオから帰ってきて、2月から3月頃、運転手から田口さんがどこか知らないところに連れて行かれたと聞いた。86年に一人暮らしの被害者を誘導させたと聞いたので、田口さんもどこかに行って誘導したのだと思った。」

**1978(昭和53)年7月7日 アベック拉致容疑事案**

地村 保志さん 地村 富貴惠さん  
被疑者 (旧姓：濱本)

シン・グアンス

●被害者：地村 保志さん (23・福井県)  
●地村 富貴惠さん (旧姓：濱本) (23・福井県)  
●「二人でケートに行く」と言って出かけて以来、失踪。  
●夫人は1979年に結婚。2002年10月に日本に帰国。娘1人と息子1人は2004年5月に帰国。  
●捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、辛光洙(シン・グアンス)について、2006年2月に逮捕状の発付を得て國際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

## [北朝鮮6] 政府認定17名に係る事案概要③

**政府認定17名に係る事案概要**

**1978(昭和53)年7月31日 アベック拉致容疑事案**

蓮池 薫さん 蓮池 祐水さん (旧姓：奥土)

被疑者

ハン・クムニョン チュ・スンチヨル キム・ナムジン

●被害者：蓮池 薫さん (20・新潟県)  
●蓮池さんは「ちょっと出かける。すぐ帰る」と言って外出したまま失踪。同様に奥土さんも外出したまま失踪。  
●2人は1980年に結婚。2002年10月に日本に帰国。娘1人と思われる夫婦は2004年5月に帰国。  
●捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、自称小生健哉こと通称テエ・スンチヨルについて2006年2月に、また、共犯者である当時朝鮮労働党対外情報調査部対日課指導員、自称韓羽一(ハン・ミョンイル)こと通称ハン・クムニョン及び通称キム・ナムジンについて2007年2月にそれぞれ逮捕状の発付を得て国際手配とともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

**1978(昭和53)年8月12日 アベック拉致容疑事案**

市川 優一さん 増元 るみ子さん

●被害者：市川 優一さん (23・鹿児島県)  
●増元 るみ子さん (24・鹿児島県)  
●「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。  
●北朝鮮側は、1979年7月に2人は結婚し、市川修一さんは同年9月に心臓麻痺で死亡し、増元るみ子さんは1981年に心臓麻痺で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

**1978(昭和53)年8月12日 母娘拉致容疑事案**

曾我 ひとみさん 曾我 ミヨシさん

被疑者

キム・ミヨンスク

●被害者：曾我 ひとみさん (19・新潟県)  
●曾我 ミヨシさん (46・新潟県)  
●「2人で買い物に行く」と言って出かけて以来失踪。  
●ひとみさんは2002年10月日本に帰国。夫(ジェンヤンス氏(米国人))と2人の娘も2004年7月に渡日・帰国。  
●北朝鮮側は、曾我ミヨシさんは北朝鮮に入境していないとしている。  
●捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、逃犯キム・ミヨンスクについて、2006年11月に逮捕状の発付を得て國際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

## [北朝鮮7] 政府認定17名に係る事案概要④

**政府認定17名に係る事案概要**

**1980(昭和55)年5月頃 歐州における日本人男性拉致容疑事案**

石岡 亨さん 松木 薫さん  
被疑者

辛 孝子 芦林 佐喜子

●被害者：石岡 亨さん (22・欧州)  
●松木 薫さん (26・欧州)  
●2人とも歐州滞在中の1980年に失踪。1988年に石岡さんから日本の家族に出した手紙(ポーランドの消印)が届き、石岡さんは死んだ。そしてお母様さんは北朝鮮に在住していると伝えられた。  
●北朝鮮側は、石岡亨さんは1988年11月にガス事故で有本恵子さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。また、同様に松木薰さんについても、1989年6月に交通事故で死亡したとして、2002年5月及び2004年11月に開催された第3回日朝実務者協議と2回にわたり、北朝鮮側から松木さんとの「遺骨」の可能性があるとされるものが提出されたが、そのうちの一部からは、同じのものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。  
●度冤当局は、拉致実行犯である「よど号」犯人の妻、藤原子及び若林(旧姓：高田)徳喜子について、2007年6月に逮捕状の発付を得て國際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

**1980(昭和55)年6月中旬 辛光洙(シン・グアンス) 事件**

原 敏羅さん 辛 光洙  
被疑者

金 吉加

●被害者：原 敏羅さん (43・宮崎県)  
●宮崎県内で発生。本件については、北朝鮮工作員、辛光洙(シン・グアンス)が、韓国当局に對し、原さんを殺戮を認める証言をしている。直接当時は、辛光洙について、これまで原さんになりきつた容疑で逮捕状の発付を得て國籍手記するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求してきだが、2006年4月には、新たに拉致容疑の発覚として逮捕状が発付されている。北朝鮮側は身柄の引渡しに応じていないどころか、同人を「英雄」として称えている。また、捜査当局は原さん拉致容疑の共犯者である金吉加(キム・ギルウク)についても逮捕状の発付を得ており、國際手配を行ななどの所要の措置を講じている。  
●北朝鮮側は、原さんは、1984年に田口八重子さんと結婚し、1986年に前歿室で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

**1983(昭和58)年7月頃 歐州における日本人女性拉致容疑事案**

有本 恵子さん  
被疑者

魚本 公博

●被害者：有本 恵子さん (23・欧州)  
●歐州にて失踪。「よど号」犯人の元妻は、北朝鮮当局と協力して有本さんを拉致したことを見ている。捜査当局は、拉致実行犯である「よど号」犯人の魚本(旧姓：安部)公博について、2002年9月に逮捕状の発付を得て國際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。  
●北朝鮮側は、有本さんは1988年11月にガス事故で石岡亨さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

## みつけて人権



## 地域・職場・学校・家庭 インターネットを悪用した人権侵害



## 地域

### 障がいのある人と人権



## 地域

### 外国人と人権



## 地域

### 性的指向と人権



## 学校

### 身近な人権



## 職場

## 性自認と人権

### 学校

### 東日本大震災に起因する人権問題

### 職場

### 女性と人権

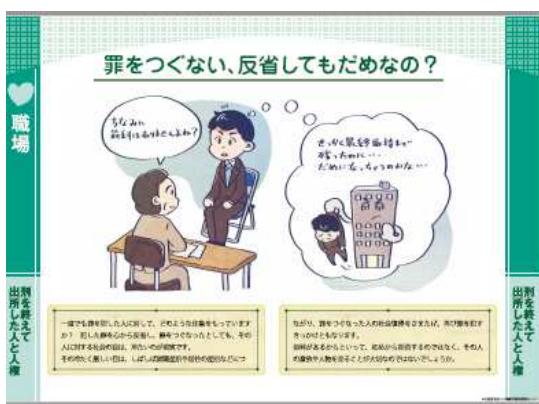


### 職場

### 刑を終えて出所した人と人権

### 職場

### 性自認と人権



### 家庭

### 同和問題(部落差別)と人権

### 家庭

### 高齢者と人権



## 家庭

## 固定的な性別の割当意識

